

令和4年度
青森市子どもの権利相談センター
活動報告書

青森市子どもの権利擁護委員

楽しい！新鮮！子どもの権利出前講座



子どもの権利擁護委員 沼田 徹

青森市子どもの権利条例は、平成24年（2012年）12月25日に制定され、子どもの権利侵害について相談や救済に当たる子どもの権利擁護委員制度が設置されました。

そして、子どもの権利擁護委員の活動の拠点として、平成25年（2013年）5月1日、子どもの権利相談センターが開設されました。この子どもの権利相談センターには、子どもの権利擁護委員と連携して相談に当たる調査相談専門員3名が常駐しています。

青森市子どもの権利条例が制定されて10周年を迎えることから、私達子どもの権利擁護委員3名は、筒井中学校のご協力を得て、2年生全員百数十名を対象とし、令和4年11月と12月の各1日、授業時間2コマ約110分ずつを使って子どもの権利に関する出前講座を開催しました。

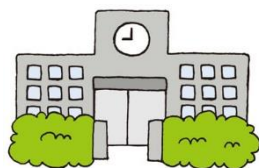
子どもの権利に関する講座に授業時間の4コマも割いて下さるということは、忙しい中学校にあって異例のことです。筒井中学校は生徒会が中心となって作り上げた「筒井中学校人権宣言」を学校生活の中心に据えています。そのような学校であるからこそ実現できた講座でありますが、校長先生、教頭先生を始めとした先生方のご理解とご協力には改めて感謝を申し上げたいと思います。

さて、講座の1日目は、人権や子どもの権利について、基本的な内容についてお話を聞いてもらいました。

2日目は、身近で具体的な設例についてどう考えるべきか、百人を超える生徒達が体育館で6~7人のグループに分かれて話し合いをし、意見を出し合いました。設例は2つあり、一つは、中体連1週間前、午前で授業が終わり、昼食を取るために帰宅した後、部活動練習のために登校した際、校則に違反して玄関でガムを咬んでいたことが校長先生に見つかったため、連帯責任としてその生徒が所属する部の練習が禁止され、かつ中体連への参加の禁止を言い渡されたというケースです。このケースについて、校長先生をどのように説得して処分を変えてもらうか考えてもらいました。

もう一つの設例は、やはり部活動について、対外試合で勝つために練習日数を週4日に増やし、かつレギュラー中心の練習にして、無駄話も禁止したいという部長と、これとは反対に皆で楽しく無理なく練習をしたいという副部長に、それぞれ成り切って話し合いをしてみようというものです。

生徒達には、予め、議論の前提として、正解も不正解もない、こうあらねばならないといった制約はないことを徹底して説明し、確認してもらった上で、話し合いに入りましたが、2つのテーマそれぞれに、ワイワイと賑や



かに議論は進み、様々な意見が出されていました。終わりに、まとめた意見をグループ毎に発表してもらいました。

この講座の狙いは、第一に、生徒自身に切実な問題、身近な問題を我が事として考え、考えたことを言葉にして意見を発表したり、様々な他者の意見を聴くこと、つまり子どもの権利にとって一番大切な意見表明権の行使という実践的な経験をすることです。第二に、人権は無制約ではないけれども、人権を制約するには正当な理由が必要で、正当な理由のない制約は理不尽そのものであり、正当な理由の有無が大事な問題であることを理解することです。

生徒達には、講座後に感想文を書いてももらいました。感想の中でもっとも多かったのは、「楽しかった。」というものでした。そのほか、「十人十色で自分にはない視点や発想を知れたことが新鮮で面白かった。」、「1人1人の意見が違うことがとても面白いと感じられた。」、「わかりやすかった」、「価値観の違いを相手に理解してもらうことの難しさが良く分かった。」、「様々な場面で、自分の感想や考えをもって意見を述べるのが大切だということが分かった。また、それを相手へどのように伝えるか考え、発言することも大切だということも分かった。」、「説得する力と説得される力の両方をバランス良く身につけて話し合いに参加したい。」、「数学とは違って、やり方も答えも一つではないことが分かった。」、「自分と違う意見を持つ人を否定せずに、自分の考えと比較して、よりよい案を作り出していきたい。」、「人それぞれ考え方というのは違うし、意見が食い違うこともあると思うけど、それは間違いなんかではないと思った。」、「人権があるから意見を主張できていると思うと人権は目に見えないからこそすごいんだなと感じた。」、「人は相談したいことがあってもなかなか言い出せないことが多いと知ったので、もし見つけたら優しく相談にのってあげたい。」といったものがありました。

このような生徒達の感想からは、私達の出前講座の目的はある程度達成できたように思います。やはり、我が事として考えることのできる身近な問題について、自由に意見を交わす機会をたくさん作ることが、自分の権利を理解し、かつ他者との折り合いを付ける重要性を理解する上で有効であることが改めて確認できました。生徒達は、問題を通して、私達が意図する以上の気づきを得、学んでくれたと実感しました。



楽しかったという感想が多かったのですが、何よりも、私自身が、生徒達と言葉のキャッチボールをしたり、感想や意見を聞いて、とても楽しく良い時間を過ごさせてもらいました。

筒井中学校だからこそ、ここまで話し合いが充実したものになったと思う反面、生徒達から話し合いが新鮮だったという感想が数多く上がるということは、日頃、生徒達が身近な問題について正面からお互いに意見を交わしたりする機会はあまりないのだなということも分かりました。

子ども達が思考停止に陥ることなく、自ら考え、自律的な人生を歩いていく上で、子ども達の足下に転がっている、大人からするとどうでもよいように見える些細な問題を、きちんと取り上げることが実はとても大切です。「そんなことに係わっている暇があったら・・・」といった対応は、子どもの成長の機会を奪うことになります。足下の問題をゴミのようにつまらないものと捨て去るのではなく、それこそが、実は子どもに成長をもたらす貴重な契機であると気付く必要があります。自分に関わる問題について、自分で考え、そして、自分の考えや気持ちを言葉にして相手に伝え、これに対す

る相手の意見を聞き、そしてまた考え直す・・・子どもの権利の中で最も重要な意見表明権の行使の過程です。このような過程をきちんと保障せずに、人は、自律的な存在でありつつも他者を尊重する存在でもあることはできないと思うのです。

子ども達の日々の生活の中で、子どもの成長に必要な不可欠である意見表明権の行使が、必ずしも当たり前前に出来ていないのが実状です。

ところで、子どもの意見は最初から形になっているわけではありません。多くの場合、きちんと聴いてくれる人や場があって、はじめて、子どもの心の中にある思いは言葉になって表に出て、形になるのだと思います。つまり、聴いてくれる人や場があるからこそ、子どもは語り出すのです。聴いてもらえるという期待がなければ、心の中にあるものは、本人にとっても整理が付かず、混沌としたままに置き去りにされ、語られることはないのです。

子ども達が語ることのできる場を作り、意見表明権を保障するために、出張して子どもの権利出前講座を開催しますので、どしどしお申し込みを頂戴したくお願いします。筒井中学校以外の学校でも、楽しくて新鮮な感動に溢れる出前講座を是非とも数多く展開して行きたいと思っています。もちろん無料です。



令和5年4月（ぬまた とおる 弁護士）

令和4年度活動報告書

目 次

はじめに（巻頭言）「楽しい！新鮮！子どもの権利出前講座」 子どもの権利擁護委員 沼田 徹

I 活動の状況

- 1 相談活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 調整活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3 調査活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 4 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

II 運営会議

- 1 運営会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

III 広報・啓発活動

- 1 広報・啓発活動の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 2 子どもへの広報・啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 3 大人への広報・啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 4 出前講座・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 5 制度・活動に関する調査相談専門員が受講した研修、出席した会議・・・・ 35

IV 子どもの権利擁護委員からのメッセージ

- 「『子どもの貧困』『ヤングケアラー』に思う」 子どもの権利擁護委員 小林 央美・・ 39
- 「多様化する子どもワールド」 子どもの権利擁護委員 関谷 道夫・・ 42

V 青森市子どもの権利相談センターの概要

- 1 設置目的と性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- 2 運営体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
- 3 相談・救済の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

VI 相談件数等の年度比較

- 1 相談の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- 2 調整活動の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- 3 調査活動の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

VII 参考資料

- 1 青森市子どもの権利条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
- 2 青森市子どもの権利相談センター運営体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71



活動の状況

- 1 相談活動
- 2 調整活動
- 3 調査活動
- 4 関係機関との連携

I 活動の状況

1 相談活動

令和4年度の相談受付件数は、実件数(※1)が71件(内、新規件数(※2)68件、前年度からの継続件数3件)、延べ件数(※3)が248件でした(前年度:実件数70件、延べ件数317件)。

さまざまな困難に直面した子どもや保護者などから寄せられる悩みなどに対し、解決のために相談が重ねられ、実件数1件当たり平均3.5回のやりとりが行われました(前年度:4.5回)。

☆「相談受付件数」の年度比較はP59参照

(1) 月別相談受付件数

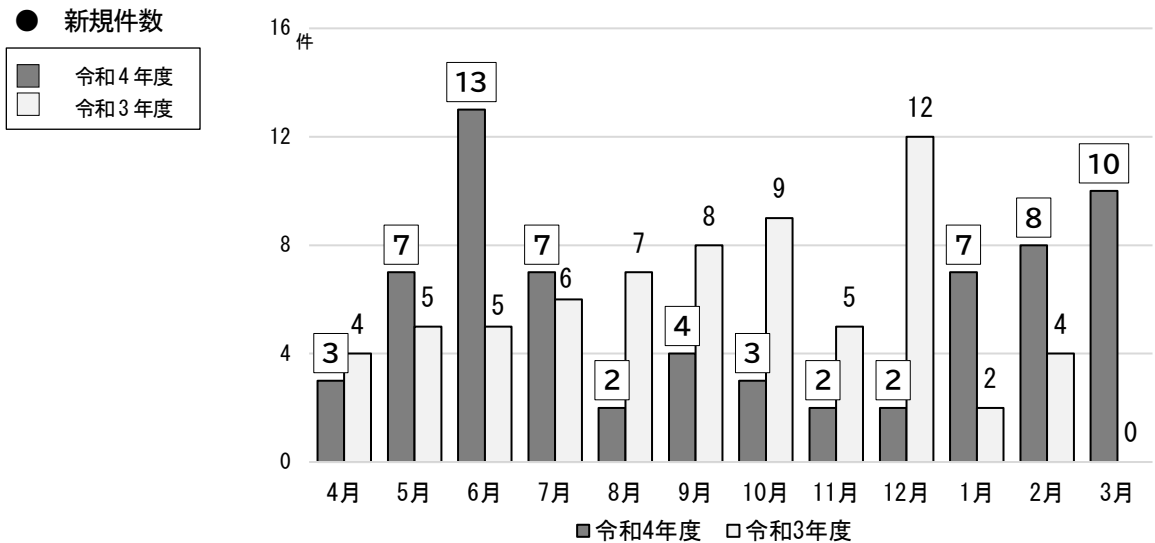


図1 新規件数の月別推移前年度比較

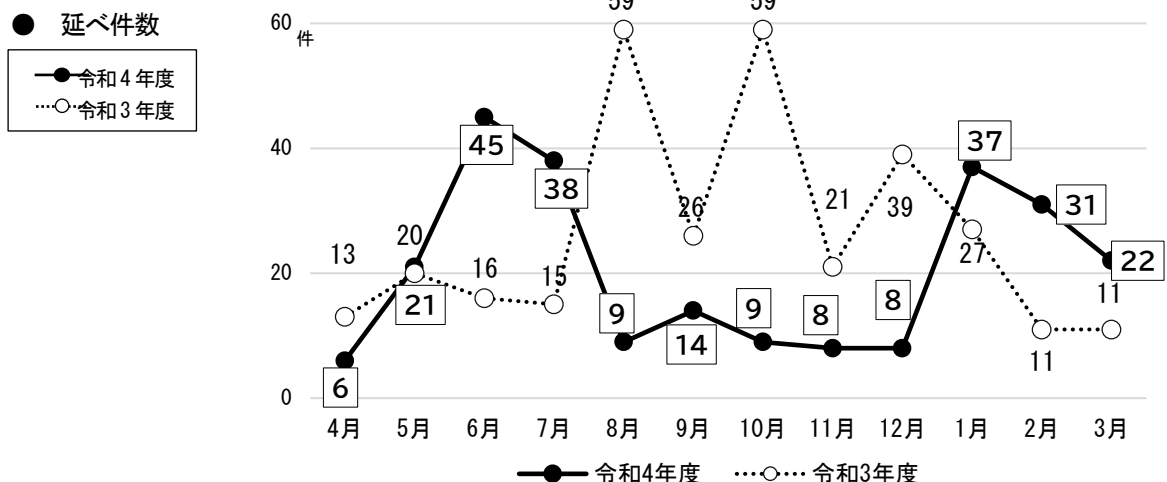


図2 延べ件数の月別推移前年度比較

※1 実件数

1人についての初回から終結までの相談を1件とします。

※2 新規件数

初めて受け付けた相談の件数です。

※3 延べ件数

相談を受けた総数です。たとえば、1案件で3回の相談を受けた場合は延べ3件と数えます。

(2) 実件数の相談者内訳

相談者とは、相談をしてきた人のことをいいます。

令和4年度の相談者数は71人でした。子どもからの相談は29件で、全体の41%でした。そのうち、最も多かったのは「小学生」からの相談で、12件でした。

大人からの相談は42件で、全体の59%でした。そのうち、最も多かったのは「父又は母」からの相談で35件でした。「父又は母」からの相談のうち29件(83%)は、母親からの相談でした(図3)。

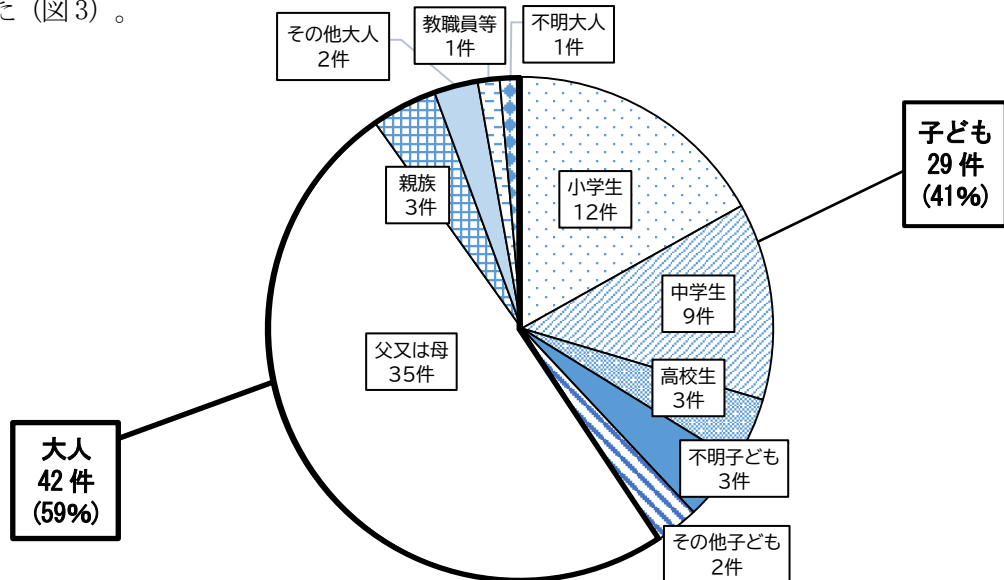


図3 実件数の相談者内訳(実件数:71件)

(3) 延べ件数の相談者内訳

子どもからの相談の延べ件数は57件で、全体の23%でした。そのうち、最も多かったのは「小学生」からの相談で33件でした。

大人からの相談の延べ件数は191件で、全体の77%でした。そのうち、最も多かったのは、「父又は母」からの相談で179件でした(図4)。

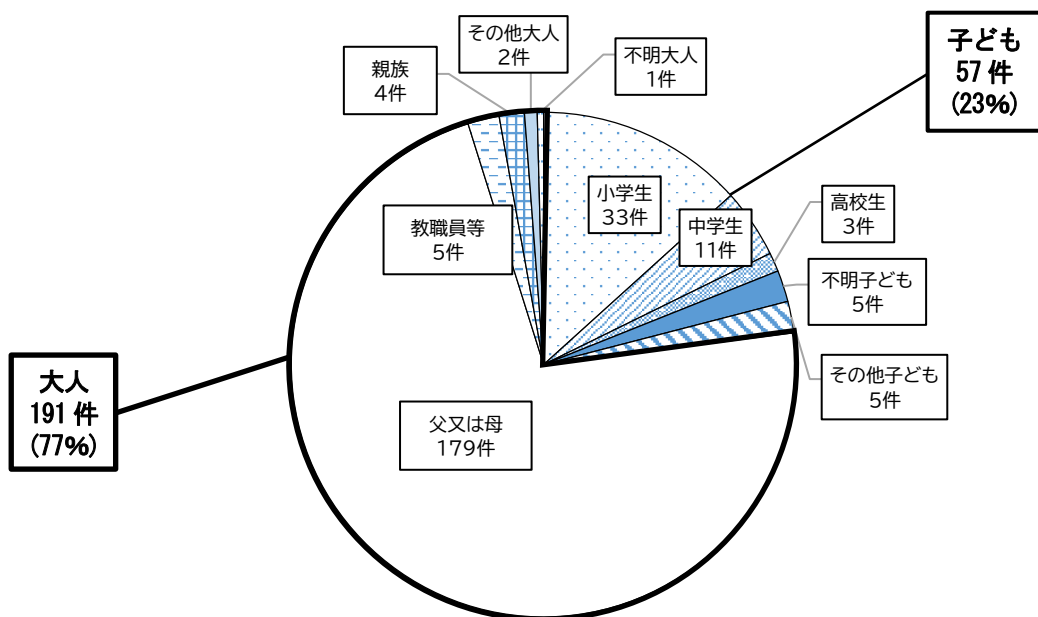


図4 延べ件数の相談者内訳(延べ件数248件)

☆「相談者の内訳」の年度比較はP59参照

(4) 相談対象者の内訳

相談対象者とは、誰についての相談かということです。例えば、母親から小学生についての相談があった場合には、「相談者」は母親、「相談対象者」は小学生となります。

「子ども」についての相談は195件で、全体の79%でした。そのうち、最も多かったのは「小学生」についての相談で78件でした。

「大人」についての相談は53件で、全体の21%でした。そのうち、最も多かったのは「教職員等」についての相談で30件でした（図5）。

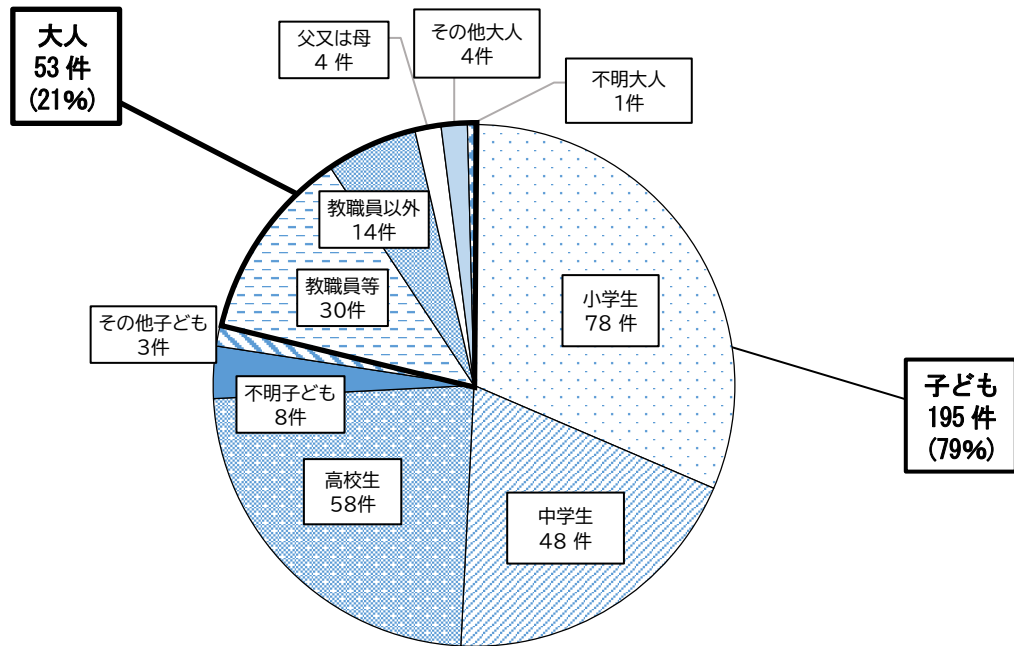


図5 相談対象者の内訳(延べ件数:248件)

☆「相談対象者の内訳」の年度比較はP60参照

(5) 相談の方法

初回相談で最も多かった相談方法は「電話」の45件で、全体の63%でした（図6）。

延べ件数でも「電話」の150件が最も多く、全体の60%でした。次いで、「メール」が48件で、全体の19%となりました（図7）。なお、相談方法は、相談継続の中で解決に向けた最良の方法を模索しながら変わることがあります。

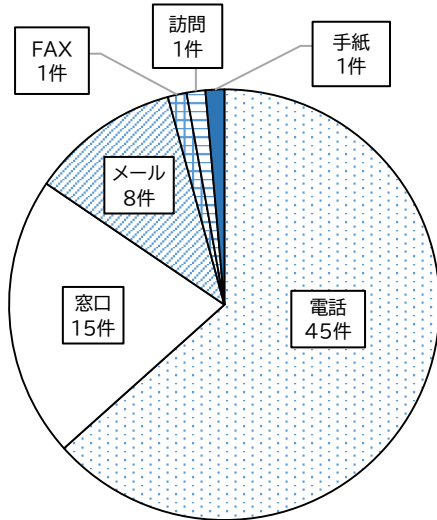


図6 初回の相談方法の内訳(件数:71件)

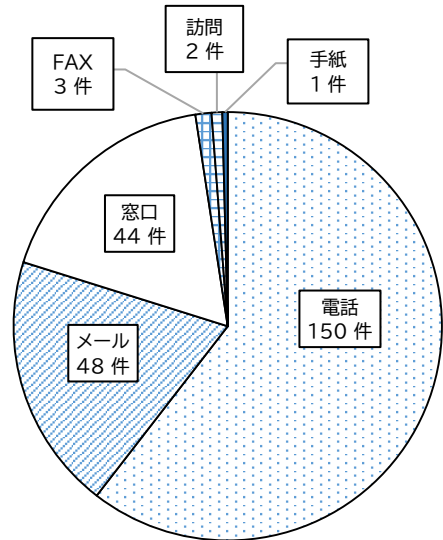


図7 延べ件数の相談方法の内訳(件数:248件)

☆「相談方法別件数」の年度比較はP60 参照

相談者と相談方法の関係では、子どもからの相談のうち23件(40%)が「メール」と最も多く、次いで、電話16件(28%)、窓口13件(23%)となりました(表1)。一方、大人からの相談で最も多かったのが134件(70%)の「電話」でした。

相談者 相談方法	子ども(57件)						大人(191件)						合計(計)
	小学生	中学生	高校生	不明	その他	計	父又は母	親族	教職員等	不明	その他	計	
窓口	10	3				13	29	2				31	44
電話	5	6	1	1	3	16	124	2	5	1	2	134	150
FAX	2					2	1					1	3
メール	16	2		4	1	23	25					25	48
手紙			1			1						0	1
訪問			1		1	2						0	2
合計(計)	33	11	3	5	5	57	179	4	5	1	2	191	248

表1 相談者・相談方法別件数(件数:248件)

(6) 相談受付の時間帯と所要時間

相談が最も多い時間帯は「16時～18時」の68件（大人46件、子ども22件）で、全体の28%でした。子どもからの相談が最も多い時間帯は「16時～18時」で、大人からの相談が最も多い時間帯は「14時～16時」でした（図8）。

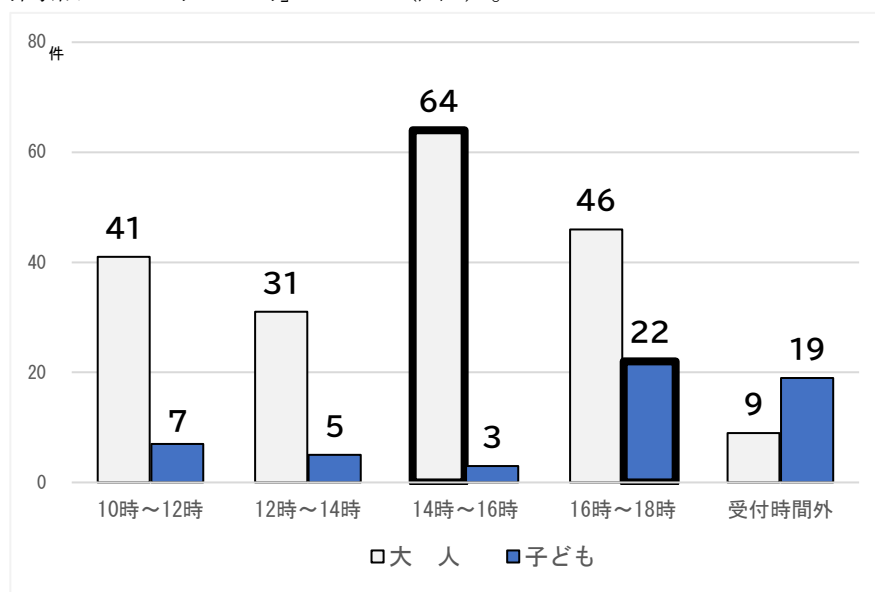


図8 相談受付の時間帯(手紙相談を除く延べ件数:247件)

相談の所要時間について、電話相談（150件）で最も多かったのは「30分未満」の79件（大人69件、子ども10件）でした。また、窓口・訪問相談（46件）で最も多かったのは、大人からの相談では「1時間以上2時間未満」の14件で、子どもからの相談では、「30分以上1時間未満」の6件でした（図9）。

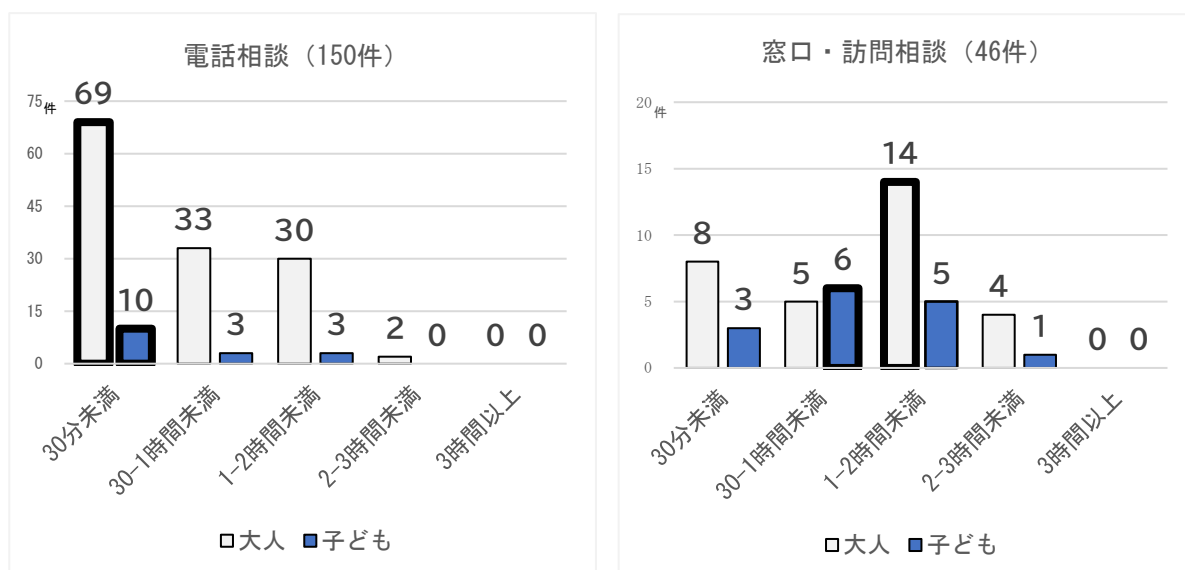


図9 相談の所要時間

☆「相談受付の時間帯」の年度比較はP61参照

☆「相談受付の所要時間」の年度比較はP61参照

(7) 相談の内容※4

実件数の相談内容を相談者別にみると、以下のような傾向がありました。（表2）

① 小学生からの相談が多かったのは、学校生活での悩み

小学生からの相談の内訳は、指導上の問題（教職員等）3件、いじめ2件、交友関係2件、指導上の問題（教職員以外）2件、不登校1件、心身の悩み1件、家族の問題1件でした。

子どもからの相談の中では、小学生からの相談が最も多くなりました。保護者の方と一緒に来所しての面談が多い傾向にありましたが、面談以外にも様々な相談方法を活用して相談してくれました。

② 中学生からの相談で最も多かったのは「心身の悩み」

中学生からの相談の内訳は、心身の悩み4件、いじめ1件、交友関係1件、指導上の問題（教職員等）1件、家族の問題1件、その他（家出した友人の援助）1件でした。

中学生からの相談は、面談や電話が多くありました。家族、友人、学校の悩みを相談者がひとりで抱えている傾向が多く、調査相談専門員（以下、「専門員」といいます。）が、悩みに寄り添い、時間をかけて子どもの気持ちを聴くことで、問題の整理ができて、自身の意見を話せていました。

③ 高校生からの相談は「心身の悩み」と「家族の問題」

高校生からの相談の内訳は、心身の悩み2件、家族の問題1件でした。

高校生からの相談は例年に比べて少ない傾向にありました。専門員と話をすることで、気持ちの整理に繋がり、安心や自己解決に向けての意欲が感じられるようになりました。

④ 大人からの相談で最も多かったのは「子育ての悩み」

大人からの相談の内訳は、子育ての悩み14件、不登校8件、指導上の問題（教職員等）7件、いじめ2件、児童虐待2件、交友関係2件、学校等の対応1件、指導上の問題（教職員以外）1件、行政機関の対応1件、進路問題1件でした。

「大人」の内訳は、父又は母35件、親族3件、教職員等1件、その他大人（施設従事者、一般市民）2件となりました。父又は母35件のうち、29件は母親からの相談でした。

学校生活で生じる子どもの問題について、保護者自身が抱え込んでしまっている相談が多い傾向にありました。専門員との相談により、相談者に対応策や解決案への気づきが生じ、子どもにとって良い方向に変化する事例も多くなりました。

近年、市内小学校の部活動のクラブ化に伴い、スポーツクラブ活動についての相談が増えています。子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）がスポーツクラブ管理者から詳しい聞き取りをする等、調査活動を行うこともありました。

※4 相談の内容

相談者の主たる訴え（主訴）をさします。同一の相談者と相談を重ねていくうちに、主訴の内容が変わっていく場合もありますが、相談内容を総合的にみて、主訴を一つに絞りました。

表2 相談内容の内訳(実件数71件、延べ件数:248件)

相談者		相談内容	いじめ	不登校	進路問題	交友関係	心身の悩み	子育ての悩み	学校等の対応	指導上の問題 (教職員等)	指導上の問題 (教職員以外)	行政機関の対応	家族の問題	児童虐待	不明	その他	合計(件)	
																		実件数
子ども	小学生	実件数	2	1		2	1			3	2		1				12	
		(延べ)	(3)	(1)		(4)	(16)			(4)	(4)		(1)				(33)	
	中学生	実件数	1			1	4			1				1		1	9	
		(延べ)	(2)			(1)	(3)			(1)				(2)		(2)	(11)	
	高校生	実件数					2							1			3	
		(延べ)					(2)							(1)			(3)	
	未就学児	実件数																
		(延べ)																
	不明	実件数					1								2		3	
		(延べ)					(3)								(2)		(5)	
	その他	実件数					1							1			2	
		(延べ)					(3)							(2)			(5)	
	計	実件数	3	1		3	9			4	2		4		2	1	29	
		(延べ)	(5)	(1)		(5)	(27)			(5)	(4)		(6)		(2)	(2)	(57)	
大人	父又は母	実件数	1	7	1	2		14	1	7	1	1					35	
		(延べ)	(3)	(38)	(1)	(10)		(84)	(3)	(26)	(10)	(4)					(179)	
	親族	実件数	1	1												1	3	
		(延べ)	(2)	(1)												(1)	(4)	
	教職員等	実件数												1			1	
		(延べ)												(5)			(5)	
	教職員以外の指導者	実件数																
		(延べ)																
	不明	実件数													1		1	
		(延べ)													(1)		(1)	
	その他	実件数												1		1	2	
		(延べ)												(1)		(1)	(2)	
	計	実件数	2	8	1	2		14	1	7	1	1		2	1	2	42	
		(延べ)	(5)	(39)	(1)	(10)		(84)	(3)	(26)	(10)	(4)		(6)	(1)	(2)	(191)	
合計(件)		実件数	5	9	1	5	9	14	1	11	3	1	4	2	3	3	71	
		(延べ)	(10)	(40)	(1)	(15)	(27)	(84)	(3)	(31)	(14)	(4)	(6)	(6)	(3)	(4)	(248)	

☆「相談内容の内訳」の年度比較はP62参照

(8) 事例紹介

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談の概要
<p>事例①</p> <p>相談者【本人】 中学生 指導上の問題 (教職員等) 面談</p>	<p>【相談内容】</p> <p>バレー部の顧問から否定的な指導を受けている。顧問の指導が影響し、部活の雰囲気も良くない。部活も休みがちになってしまった。</p> <p>【子どもの権利相談センターから】</p> <p>専門員と父子で面談をしました。本人から「試合中にミスをすると、次の部活ではボール拾いしかさせてもらえない。」と語られました。大好きなバレーボールを安心してできない本人の苦しい気持ちや、本人を心配する父親の気持ちが伝わってきました。面談の最後に「顧問の否定的な指導がなくなり、チームの雰囲気が良くなってほしい。」と本人の願いが語られました。</p> <p>実際の指導内容を確認するため、本人と父親から了承を得て、後日、擁護委員が学校を訪問しました。学校側はすでに部員から詳しい話を聞き取っていて、状況を把握していました。センターから本人の状況や願いを伝えると、「学校全体で問題を把握し、本人が部活に行きやすい環境を整えたい。」と約束してくれました。</p> <p>後日、学校訪問の内容を報告するため、父子と面談をしました。本人に対して「これからもセンターは見守っていく。」と伝えました。</p> <p>2ヵ月後、父親から聞いた本人の話では「色々な先生方が声をかけてくれて、“自分を気にかけてくれている”と感じた。部活の雰囲気も良くなってきた。」と、安心している様子でした。本人を支える父親の表情も明るくなっていました。</p>
<p>事例②</p> <p>相談者【母親】 小学生 子育ての悩み 面談</p>	<p>【相談内容】</p> <p>小学1年生の娘が、宿題の問題を全て解けない苛立ちからプリントを破いてしまう。先生からの連絡もあり、負担を感じていて苦しい。</p> <p>【子どもの権利相談センターから】</p> <p>母親は「毎日、宿題の時間がつらい。娘にどう教えるも、理解しているように感じない。」と、疲弊している様子でした。娘も「授業を受けるとき、クラスメイトから置いていかれている気分。」と話していたようです。母親のお話では、娘が怠けている様子は感じられず、娘が楽しく宿題に取り組めるように、様々な工夫をされていました。専門員から、学習面について困っている内容について、一度学校側と話し合うことを提案し、母親から娘が困っている点を具体的に伺い、学校にどのように伝えるかを一緒に話し合いました。</p> <p>1ヵ月後、母親が来所した際には、「学校側と何度も話し合いができました。学校側の配慮もあり、娘の困り感が薄れてきています。」と報告してくれました。</p>





☆事例は、個人が特定されないよう一部変更しています。

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談の概要
事例③ 相談者【祖母】 中学生 不登校 電話	<p>【相談内容】 中学生の孫が急に学校に行けなくなってしまった。孫にとってどうしてあげることが良いのか悩んでいる。</p> <p>【子どもの権利相談センターから】 祖母は、「一緒に暮らしている孫が、中学校に進学する少し前から学校に行けなくなってしまった。」と話し、孫の不登校や、その背景にある家庭状況の不安についても語られました。</p> <p>詳しくお話を伺っているなかで、祖母は孫とのエピソードをととても嬉しそうに話してくださり、これまでも孫との時間を大切にしている様子が伝わってきました。お話を振り返り、孫に精神面での不安な様子が窺がえていないこと、定期的な学級担任の家庭訪問や週1回の放課後登校といった在籍校の関わりがあること等を、祖母と一緒に整理しました。</p> <p>祖母は、「これからも“祖母”という距離感から孫を気にかけていきたい。孫の様子を見守りながら、また何かあったら相談します。」と相談を終えました。</p>
事例④ 相談者【本人】 高校生 心身の悩み 面談	<p>【相談内容】 教室にいるとき、ひとりで過ごすことが苦しい。“学校に行こう”と思うと涙が出てくる。</p> <p>【子どもの権利相談センターから】 これまでも母親と専門員との電話相談を続けていましたが、本人が面談を希望し、専門員と面談を行いました。面談では、同級生の酷い発言を受けてから、常に“悪口を言われているのではないか”と感じてしまうことや、教室内で孤立してしまうことに大きな不安を感じていることが語られました。また、「登校できなかった日は、両親に対して申し訳ない気持ちでいっぱいになる。」と涙を堪えて話してくれました。</p> <p>面談では、学校のこと以外にも本人が興味を持っていること等、様々な話題について話をしました。ペットとの時間が気分転換になっていることや、お気に入りのお菓子を食べている時にホッとできることも教えてくれました。面談に母親も同席したことで、本人の思いが専門員を通して母親にも伝わりました。同級生の発言については、母親から既に学校に相談し、学校が対応中であることも分かりました。</p> <p>その後も母親と専門員との電話相談が続きましたが、「学校のこと先生に任せるという気持ちで娘をお願いしたいと思います。家庭では、一緒に休日を思う存分楽しむことにしました。」と、週末に家族でスキーに行くという知らせを最後に相談を終えました。</p>



☆事例は、個人が特定されないよう一部変更しています。

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談の概要
事例⑤ 相談者【母親】 小学生 指導上の問題 (教職員以外) 面談	<p>【相談内容】</p> <p> 保護者間のトラブルを理由に、子どもがクラブチームから退会処分を受けた。一方的な処分により突然練習に参加できなくなった子どものことを考えると、クラブチームを許すことができない。二度と同じような対応を繰り返さないようにしてほしい。</p> <p>【子どもの権利相談センターから】</p> <p>子どもの退会処分理由は、「保護者間のトラブルがクラブ運営にあたり支障をきたす恐れがある」との説明でしたが、クラブチームの会則には退会処分については明記されていませんでした。</p> <p>専門員が子どもと面談すると、「辞めさせられたときは絶望的な気持ちになった。今は新しいクラブチームに通っている。でも気持ちが吹っ切れていない感じだ。」と語られました。子どもは突然、慣れ親しんだクラブチームを去ることとなり、傷ついた気持ちを抱きつつも、新しい環境へと進もうとしている様子が感じられました。</p> <p>センターでは、不当な退会処分により子どもの権利が守られていない可能性が高いと判断し、クラブチームが所属しているスポーツ連盟に状況を確認することにしました。スポーツ連盟を訪問し、擁護委員から、不当な退会処分であることや、そのことで苦しんだ本人の思いも伝えました。スポーツ連盟は、「保護者間のトラブルという理由での退会処分はあってはならないこと。」と話し、再発防止に向けて所属する全クラブチームに周知すると約束してくれました。</p> <p>訪問後、擁護委員が母親と面談した際には「安心して練習できる環境が整ってきました。子どもの前向きな姿勢を感じます。」とお話してくださいました。</p>
事例⑥ 相談者【本人】 高校生 心身の悩み 電話	<p>【相談内容】</p> <p>勉強になかなかついていけなくて、周りから遅れている感じがします。今まで頑張ってきたけど、とてもつらい。今日は学校を休みました。</p> <p>【子どもの権利相談センターから】</p> <p>専門員が事情を尋ねると、本人から「学校を欠席したことに罪悪感を抱いている。でも、今は休んでゆっくりしたい。」という思いが語られました。</p> <p>本人の話を聞いているうちに、ゆっくりしたいと思いつつも、「勉強に遅れたらどうしよう」と不安を抱えている様子が窺えました。専門員と一緒に学校や友人・家族等、様々な話題について話しているなかで、本人から「自然を感じられる場所に行くと気持ちが落ち着く。」と語られました。</p> <p>電話相談を終える頃には、「気持ちを話したことで、気持ちが軽くなりました。」と、元気な声で話してくださいました。</p> <p></p>

☆事例は、個人が特定されないよう一部変更しています。

2 調整活動



(1) 調整活動とは — 子どもの安心の回復のために —

子どもの権利が侵害されている状態とは、子どもを中心とするお互いの関係がこじれていたり、一方通行になっている状態と考えられます。

そのため、お互いの考えていることを理解し合い、存在を認め合い、問題解決のために協力し合えるように、関係を整える活動が「調整活動」です。

調整活動は、問題の解決を図るために、関係する子どもや大人、関係機関等に対して、擁護委員と専門員が連携して働きかけるものです。

調整活動では、まず、問題を取り巻く一人ひとりが語ることばを丁寧に聴き取ります。同じ事柄でも見方が変われば捉え方も違ってきます。誰が正しくて、誰が正しくないということではなく、お互いがどんな思いを持っているのか、どのように考えているのかを正確に把握することが必要です。事実と各自の気持ちの一つひとつ確かめることで、ボタンのかけ違いを発見したり、今まで見えていなかった姿が見えてきたりします。

その上で、お互いの気持ちをつき合わせることで、問題が整理されて、失われた信頼関係を取り戻し、問題解決に向けた行動の方針を立てることもできるようになります。

調整活動は、子どもやその関係者から、「相談を受けて」、「救済の申立てを受けて」または「救済の申立てがなくてもその救済と権利の回復のために必要があると認めるとき」に、擁護委員の判断で行うこととしています（青森市子どもの権利条例(以下「条例」と言います。)第18条第1項第1号～第3号)。

(2) 令和4年度の調整活動状況

令和4年度は「調整活動」を1件の相談に対して、実施しました（前年度：2件）。調整活動の延べ回数は28回となりました（前年度30回）（表3）。

表3 相談項目別の調整先と回数

相談項目 \ 連携先	小学校	中学校	高等学校	市教育委員会	その他行政機関	子ども・保護者	合計(回)
①不登校 (学校の対応)	9	0	0	0	0	19	28
合 計			9		0	19	28

☆「調整活動」の年度比較はP63参照

3 調査活動

(1) 調査活動とは

擁護委員は、子どもやその関係者から救済の申立てを受けて、事実の調査を行います。（「申立案件」といいます。（条例第18条第1項第2号））

また、子どもやその関係者から救済の申立てがなくても、擁護委員が救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査を行います。（「自己発意案件」といいます（条例第18条第1項第3号））

事実の調査は、条例第18条第2項に定められた方法により行います。

これらは、あくまでも、「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約第3条第1項、条例第3条第1号）を基本理念とした支援の過程であり、子どもにとってより良い状況が作り出されることを目指すものです。

事実の調査などの結果、必要があると認めるときは、是正措置や制度改善について、市の機関（※6）に対する勧告や、市の機関以外のもの（※7）に対する要請を行います（条例第18条第1項第4号）。

(2) 令和4年度の調査活動状況

① 申立案件

令和4年度は、申立案件はありませんでした。

② 自己発意案件

令和4年度は、自己発意案件を3件実施しました（前年度0件）（表4）。

表4 相談項目別の調査先と回数

No.	案件番号	調査開始等	[相談主訴] 対応状況	調査回数
1	令和4年度発意第1号	令和4年7月	[教職員等の指導上の問題] 令和4年9月終了	12回
2	令和4年度発意第2号	令和4年8月	[教職員等の指導上の問題] 令和4年8月終了	3回
3	令和4年度発意第3号	令和4年9月	[教職員等の指導上の問題] 令和4年11月終了	16回

☆「調査活動」の年度比較はP63参照

※6 市の機関

市長、市教育委員会等（市立小中学校を含む）の執行機関をいいます。

※7 市の機関以外のもの

国、県、民間機関、私立学校、個人などをいいます。

4 関係機関との連携

(1) 関係機関との連携について

子どもの権利の侵害には、子どもが発達途上にあるために自分がされていること（されたこと）が権利侵害だと理解できなかつたり、権利主張の力が弱いために自ら助けを求めることができないという特性があります。このため、権利侵害が日常化し、心に深い傷を残すことや、その後の成長に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

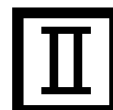
子どもの権利相談センターでは、子どもの権利の侵害に関する相談と救済にあたり、市内にある各種相談機関（国、県、市、団体・個人など、また領域としては、保健、医療、福祉、教育など）と連携し、子どもの権利侵害の特性に配慮した対応に努めています（条例第16条）。

(2) 令和4年度の関係機関との連携状況

令和4年度は「関係機関との連携」を、6件実施（前年度：5件）しました。権利侵害からの救済のために、子どもの権利相談センターが子ども（保護者）の理解を得て、より専門的な機関との橋渡し役となった案件が多くなっています。「関係機関との連携」の延べ回数は15回（前年度：29回）になりました（表5）。

表5 相談項目別の連携先と回数

相談項目 \ 連携先	小学校	中学校	高等学校	市教育委員会	その他行政機関	合計(回)
①指導上の問題 (対象地区外からの相談)	0	0	0	0	2	2
②心身の悩み (母子関係)	0	0	0	0	4	4
③指導上の問題 (教員の暴言)	0	0	0	3	0	3
④その他 (家出した友人の援助)	0	0	0	0	4	4
⑤児童虐待 (施設内虐待)	0	0	0	0	1	1
⑥心身の悩み (リストカット)	1	0	0	0	0	1
合計			1		14	15



運営会議

1 運営会議

Ⅱ 運営会議

1 運営会議

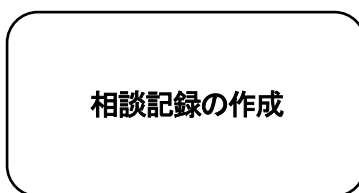
擁護委員は、運営会議を開催し、問題の解決に向けた方針や対応策等を協議検討しています。

運営会議では、子どもの権利相談センターに寄せられた相談及びその対応状況について、擁護委員が専門員から詳細な報告を受けて、スーパーバイザーとして、法律や教育、心理などの専門的見地から相談対応への助言・指示を行います。

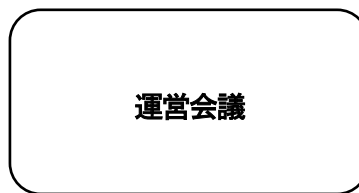
(1) 運営会議までの主な流れ



- 子どもの権利相談センターでは、窓口相談、電話、FAX、メール、手紙、訪問の6つの方法で、専門員が相談を受け付けます。



- 専門員は、寄せられた相談ケースを運営会議で擁護委員に報告するため、相談記録を作成します。ただし、緊急の対応が必要と考えられる相談ケースについては、適宜擁護委員に報告し、対応方針に関する助言や指示を受けます。



- 運営会議は原則週1回開催し、擁護委員が専門員からの報告を受け、相談ケースの対応方針に関する協議を行います。運営会議には、説明や意見を求めるため、必要に応じて擁護委員以外の人を出席させることができます。なお、運営会議は個人情報を取り扱うため、非公開としています。

(2) 運営会議の開催状況

令和4年度は、運営会議を45回開催しました（表6）。

表6 令和4年度運営会議開催状況

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(回)
3	3	5	4	3	4	4	3	3	4	4	5	45



広報・啓発活動

- 1 広報・啓発活動の役割
- 2 子どもへの広報・啓発活動
- 3 大人への広報・啓発活動
- 4 出前講座
- 5 制度・活動に関する調査相談専門員が受講した研修、出席した会議

Ⅲ 広報・啓発活動

1 広報・啓発活動の役割

広報・啓発活動は、子どもの権利侵害を未然に防止する観点から、相談や調整、調査活動とともに重要なものであり、次のような役割を果たしています。

第一に、子どもに、子ども自身がSOSを発することができる場として子どもの権利相談センターがあることを知らせることです。

第二に、大人に、子どもを権利の主体として尊重する視点や価値観を伝え、日々の生活や子どもとのかかわりに活かしてもらえるように働きかけることです。

青森市子どもの権利条例(以下「条例」といいます。)第10条では、「子どもの権利の普及啓発と学習支援」を掲げています。条例を実効性のあるものとするためには、すべての市民が子どもの権利についての理解を深め、子どもの権利を尊重した取組を行っていくことが求められます。そのため、さまざまな媒体を活用して積極的に広報活動を行うことはもちろんですが、これに加え、子どもの権利の一層の理解を促すため、多様な学習の機会を提供することを規定しています。

また、あらゆる場面で、子どもと大人が共に子どもの権利について適切に学び、お互いの権利を尊重し合うことができるように、市が支援することを規定しています。

困ったときは、一人で悩まないで、
どんなことでも相談してください。



(1) 広報・啓発活動一覧

子どもの権利相談センターでは、これまで継続的に行ってきた広報・啓発活動に加え、令和4年度は新たに学校向け連絡サービスアプリである「マチコミ」を利用した「子どもの権利相談センターだより」の配付など、広報・啓発活動の拡充に努めました（表7）。

表7 広報・啓発活動の実施状況

	項目	実施時期	対象等(配付先)、掲示場所等
子 ど も	(A) 「子どもの権利相談センター」チラシの配付 ※P25参照	R4.4月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校の全児童生徒
	令和3年度 青森市子どもの権利相談センター活動報告書の配付	R4.5月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校 ・幼稚園、認定こども園、保育所、 認可外保育施設 ・児童生徒が利用する公共施設等
	(B) 携帯用カードの配付 ※P25参照	R4.7月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校の全児童生徒
	(C) 子どもの権利相談センターだよりvol. 3の配付 vol. 4の配付 vol. 5の配付 ※P26、P27参照	R4.4月 R4.9月 R5.1月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校の全児童生徒
	(D) 青森市子どもの権利条例リーフレットの配付 ① 小学1年生～小学4年生版 ② 小学5年生～中学生版 ③ 高校生～大人版 ④ 特別支援学校用 ※P28、P29参照	R4.11月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校の全児童生徒
	(A) 「子どもの権利相談センター」チラシの配付 ※P25参照	R5.1月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校 ・児童生徒が利用する公共施設等
(A) 「子どもの権利相談センター」ポスターの配付 ※P25参照 (A)表面の拡大版	R5.1月	・小学校、中学校、高等学校、 特別支援学校 ・児童生徒が利用する公共施設等	
大 人	(C) 子どもの権利相談センターだよりの掲示 ※P26、P27参照	R4.4月 R4.9月 R5.1月	・市役所駅前庁舎2階 (子育て支援課前) ・青森市ホームページ
	マチコミを利用した広報周知	R4.9月 R5.1月	・青森市立小学校、中学校
	(F) 「子どもの権利の日」パネル展の開催 ※P31参照	R5.11月	・市役所駅前庁舎駅前スクエア ・青森市民図書館7階
	「広報あおもり」への掲載 特集記事の掲載 センター周知記事の掲載	6/15号 毎月	・市内全世帯
	スタッフコラムの掲載 ※P32参照	随時	・青森市ホームページ
	出前講座の開催 ※P33参照	随時	・5名以上で参加いただける団体、 グループ
子どもの権利相談センターからの情報提供	随時	・青森市ホームページ	

2 子どもへの広報・啓発活動

(1) チラシや携帯用カード、子どもの権利相談センターだより等の配付

子どもの権利相談センターでは、市内の子どもたちに子どもの権利相談センターを周知するため、令和4年度は、チラシや携帯用カード、リーフレットを市内の全児童生徒に、子どもの権利相談センターだより、ポスターを市内の全小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に配付しました。

(A) 「子どもの権利相談センター」チラシ 表面/裏面

悩んでいること
相談してみませんか?

18歳未満のお子さんのこと
どなたでも
お気軽にご相談
できます!

こんなとき 相談してもいいのかな?
 いじめられていて、つらい・・・
 学校に行きたくない・・・
 家に帰りたくない・・・
 友だち関係で悩んでいる。
 クラブチームの練習が苦しい。
 やめたいけど、やめさせてもらえない。
 ひとりで悩まないで、お話をさせてね。

0120-370-642
(通話無料)

FAX そうだん & お手紙 そうだん
子どもの権利 そうだん Mini レター

① このまま FAX するか → FAX: 017-763-5678 ▲ ② この用紙を封筒に入れて送ってね

★相談したい内容は、次のどれに あてはまりますか。1つ えらんでください。
 いじめ 体罰 友達のこと 学校のこと 家族のこと
 自分のこと その他

★相談内容を書いてね。

★「子どもの権利相談センター」からのお返事がほしいときは、忘れずに、
 あなたの名前、住所、電話番号を書いてください。

お名前 _____ 姓 _____ 名 _____

学校名 _____

お返事は、
 どれがよいか、
 1,2,3の○を
 つけてね。

1 FAXがよい FAX番号() _____

2 電話がよい 電話番号() _____
(※ 電話は、平日の午前10時～午後6時まで)

3 手紙がよい

〒 _____ 市 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 _____

〒030-0801
青森市
市役所駅前庁舎3階
子どもの権利相談センター
行

(B) 「子どもの権利相談センター」携帯用カード 表面/裏面

悩んでいること
相談してみませんか?

ひとりで
悩まないで
お話を
きかせてね

友達の
こと

学校の
こと

家族
のこと

自分の
こと

青森市子どもの権利相談センター

0120-370-642
(通話無料)

(月～金 10:00～18:00)

青森市 子どもの権利相談センター

子どもの権利相談センターで相談
市役所駅前庁舎(アウガ)3階

〒030-0801 青森市新町1丁目3-7
子どもの権利相談センター

ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp

017-763-5678

月～金 10:00～18:00
※土日・祝日・年末年始は休み

お話しやすい方法でご相談ください。

そのほか相談できるところ

いじめかな?と感じたら...
フレンドリーダイヤル
017-743-3600
(9:00～24:00)

一人で悩まないで相談してね
24時間子供SOSダイヤル
0120-0-78310
(24時間受付)

虐待かな?と思ったら...
児童相談所全国共通ダイヤル
189(いちばやく)
(24時間受付)

〒030-0801 青森市子どもの権利相談センター 事務局(青森市役所庁舎3階)

(C)子どもの権利相談センターだより

(子どもの権利相談センターだより vol.3 4月発行)

青森市子どもの権利相談センターだより

Vol.3 2022年4月発行

～進級 おめでとうございます!～

こんにちは。子どもの権利相談センターです。新年度がスタートして、もうすぐ1ヵ月が経ちます。新しい教室にも、なれてきたころかな?新しい環境にワクワクする一方で、少し疲れがでてくるところもあります。心と体はつながっているんで、どちらかが疲れていると、もう一方も元気が無くなってしまう。"つらいな" "苦しいな" "困ったな"と思ったら、いつでも相談してね。相談することは、エネルギーをためて、また出発することにもつながります。センターはどんなときも、みなさんの応援団です!

令和3年度も、たくさんの方が子どもの権利相談センターに相談してくれました。

「家でも学校でも、居場所がない。」
「いじめられて、生きているのがつらいです。」

向陽生のトラブル
登校のつらい
音響に悩んだ

子どもの権利相談センター

いろいろなお話をしながら、あなたが安心できる方法を一緒に考えます。

あなたが話したいと思っていることをあなたのタイミングで話してね。

うれしかったこと
好きなアーティストのこと

いやだなって思ったこと
家族のこと

やりとりもして
教が再発...

「これから学校に
いってきます」

子どもの権利相談センターは、あなたの気持ちと一緒に考えたことについて、大人や学校などに伝えることもできます。

ちょこっとクイズ 子どもの権利相談センターは今年で○周年を迎えます♪
さて、○の中に入る数字はどれでしょう。
① 3 ② 5 ③ 10

ひとりで悩まないで、お話しさせてね

0120-370-642
【通話無料】 (月～金 10:00～18:00 ※土日祝のそく)

※センター・小学4年生と話しやすい※ 答えは下へ!

答え:③ これからの子どもたちの権利相談センターをよろしくね!

(子どもの権利相談センターだより vol.4 9月発行)

青森市子どもの権利相談センターだより

Vol.4 2022年9月発行

悩んでいること 相談してみませんか?

友達のこと
学校のこと
家族のこと
自分のこと

クイズ 子どもの権利相談センターってどんなところ?

1問目
子どもの権利相談センターはどこにあるでしょう?

答え: 駅前庁舎(アウガ)3階

2問目
子どもの権利相談センターのフリーダイヤルの覚え方は?

0120-370-642

答え: みんなをむすぶ
0120-370-642
電話は無料でかけられるよ。
なんでも相談していいんだよ(^^)

3問目
子どもの権利相談センターが一番大切に考えていることは?

1. 親のこと
2. 子どものこと
3. 学校のこと

答え: 2. 子どものこと
センターは子どもの気持ちをじっくり聞いて、これからどうしたらいいかを一緒に考えていくよ。
ひみつはかならずまもるよ

クイズはこれでおしまいです!クイズの答えはぜひ覚えていてね。
苦しいとき、つらいとき、どうしたらいいかわからないときってあるよね。そんなとき、センターに相談したらあなたが"もう大丈夫"と思えるまで一緒にやりとりしていきます。どんなときでも安心して相談してね!

青森市子どもの権利相談センター 月～金 10:00～18:00 (土日・祝日・年末年始はお休み)

相談 子どもの権利相談センターで相談

メール ao-kodokenri@city.aomori.aomori.jp

電話 0120-370-642

〒930-0801 青森市新町1丁目3-7
市役所駅前庁舎3階 子どもの権利相談センター

(C)子どもの権利相談センターだより

(子どもの権利相談センターだより vol.5 R5.1月発行)

青森市子どもの権利相談センターだより

Vol.5 2023年1月発行

いまのあなたは どんな気持ち?? 矢印 (→ or ←) をたどってみてね!

スタート

モヤモヤしている → だれかに聞いてもらいたい → まわりに聞いてくれる人がいない → 青森市子どもの権利相談センター

“自分らしく”過ごせている → 今は、もう少しだけ自分で考えたい → まわりの人に相談したけど、まだモヤモヤする → 相談するよ...

「子どもの権利」を知っている → あなたのタイミングでいつでも相談してね → 相談するよ...

青森市子どもの権利相談センター

相談するよ...
相談員が対応するよ。あなたのお話を聞かせてね。

ひつような時は...
子どもの権利ようご委員が対応を一緒に考えるよ。

青森市子ども会議 に参加するのもいいかも!

青森市のまちづくりに子どもの目線で意見を言ったり、参加できるところがあるよ。

Instagramも見てね! いろいろ調べて...

Instagram: @aomori_kodomo_forum

Twitter: @aomori_kodomo_forum

Facebook: aomori.kodomo.forum

LINE: @aomori_kodomo_forum

「子ども会議フォーラム2022」
「こうやってほしい青森市」を市長へ提案しました。

詳しくは青森市ホームページと見てね! TOP子ども・教育>子どもの権利>子ども会議

青森市子どもの権利相談センター

子どもの権利相談センターで相談

〒030-0801 青森市新町1丁目3-7 市役所駅前庁舎3階 子どもの権利相談センター

TEL 0120-370-642 (通話料金はかかりません)

FAX 017-763-5678

E-MAIL ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp


ご来室の際はごみ袋を必ずお持ちください!

相談できる時間 10:00~18:00 (※ 夏・冬・年末年始は異なります)

(D) 「青森市子どもの権利条例」リーフレット

あなたに知ってほしい！！ 子どもの権利のこと

～青森市子どもの権利条例～



あなたは、世界にたった一人の大切な人です。
青森市には、子どもたちが、みんなに愛されながら、元気に育ってほしいというわがいをこめた、「青森市子どもの権利条例」という市のきまりがあります。

【問い合わせ先】
青森市福祉部子育て支援課
〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号 青森市役所 駅前庁舎3階
TEL：017-734-5320 FAX：017-763-5678
青森市ホームページ： <http://www.city.aomori.aomori.jp/>
(青森市子どもの権利条例は、青森市のホームページでも見ることができます。)

(高校生～大人版)

小学1年生～小学4年生版

**11月20日は
青森市子どもの
権利の日**

「子どもの権利」ってなんだろう？

すべての子どもは、親や大人から大切にされて、しあわせに生きることができます。このことを「子どもの権利」といいます。

子どもの権利は、あなたにも、ほかの人にもあります。
自分とおなじように、ほかの人を思いやる気持ちをわすれないでください。

～あなたには、つぎのような権利があります～

① 安心して生きる権利

自分がいかに安全で、心や体を傷つけられることはあってはならないこと、みんな守ってもらえるよ。

どんな理由があっても差別されないんだ。

ぼくたちはみんな、愛されながら大きく育つことができるんだ。

こまっっていると、きや不安に思っているときは、相談することができるよ。

② 自分らしく生きる権利

自分がきめた事や目標にむかってチャレンジしよう。

自分がきめたこと、や感じたことは、自由に表現していいんだ。

自分にとって必要なことをおしえてもらうことができるよ。

安心して過ごすことができる時間や場所をもつことができるんだ。

一人一人が大切な存在なんだ。人たちがしていることは、はずかしいことじゃないよ。

③ 豊かで健やかに育つ権利

子どもは、遊んだり、学んだりしながら育つことができるよ。

青森市の伝統や文化にふれることも大切だよ。

青森市の豊かな自然も、私たちがたくましく育ててくれるよ。

まちがったり失敗したりすることをこわがらないで、どんどんチャレンジしてみよう。

芸術やスポーツにふれることも、心を豊かにするためには大切だね。

④ 意見を表明し参加する権利

自分の思いや考えを言ってもいいんだよ。

ぼくたちの意見は、大切にしてくれるよ。

仲間であつまって、自分たちで活動することができるよ。でも、相手のめいわくなるようなことは、してはいけないんだ。

相手の思いや考えも大切にしないね。

おどなのやくとく

子どもの権利を大切にします！
力をあわせて、子どもたちをささえます！
子どもにとっていちばんいいことは何かを考えます！

あいて 相手の思いや考えを大切に気持ちは大切だよ！！

じぶん 自分と同じように、相手に権利があることを忘れちゃいけないんだね。

「青森市子どもの権利条例」の大事な考え方は？



条例では、次のような考え方にもついて、子どもの権利を大切にすることを約束しています。

★「子どもの最善の利益」を優先します！

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今もっとも良いことは何かを第一に考えます。

★子ども一人一人が権利の主人公です！

子どもは、大人に守られるだけの存在ではなく、自分の意見を言ったり、自分の権利を認めてもらうことができます。

★成長に合った、さまざまな支援が受けられます！

子どもは、一人一人の年齢や学年、発達段階に応じた支援を受けることができます。

★ほかの人の権利も大切です！

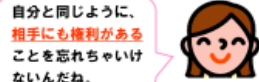
子どもは、自分の権利が大切にされると同じように、ほかの人の権利を大切にしなければなりません。

★子どもの権利を大切にするのは大人の役割です！

親や学校の先生、地域の人など、すべての大人は、子どもの権利を大切にしなければなりません。



相手を思いやる気持ちが大切だよ！！



自分と同じように、相手にも権利があることを忘れちゃいけないだね。

11月20日は「青森市子どもの権利の日」

みんなにはどんな権利があるの？

すべての子どもは、生まれたときから、しあわせに生きるための権利を持っているよ。子どもたちが、健やかに成長できるように、「青森市子どもの権利条例」では、子どもにとって大切な権利を次のように定めているよ！



安心して生きる権利

守ってもらえる！
助けてもらえる！
いじめられない！
暴力・差別を受けない！
相談できる！
命が守られる！

豊かで健やかに生きる権利

遊ぶ！学ぶ！
いろいろな体験をする！
楽しい時間を過ごす！
失敗しても何度でもチャレンジできる！

自分らしく生きる権利

ありのままの自分でいられる！
安心できる居場所がある！
プライバシーが守られている！
自由に過ごせる時間がある！

意見を表明し参加する権利

知りたいことを教えてもらえる！
自分の気持ちや考えを表現できる！
自分に合った活動ができる！
話し合いの場にいられる！

いま、不安だ、悲しい、苦しいと感じているとしたら、安心して生きる権利が守られているとは言えません！



自分の気持ちや考えをなかなか言えない...

自由な時間がない...

1 「青森市子どもの権利条例」とは？

青森市では、「子どもの権利条約」(※1)の理念に基づき、子どもが愛情をもって育まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的として、「青森市子どもの権利条例」を制定しました。

(※1) 「子どもの権利条約」

世界中の子どもの一人一人が人間として当然持っている権利を保障し、子どもたちがこれらの権利を行使できるように1989年(平成元年)に国連総会において採択されました。我が国は1994年(平成6年)に批准しています。

2 子どもの権利保障の基本的な考え方

この条例では、子どもの権利保障は、次のような基本的な考え方に従って進めなければならないことを定めています。

子どもの最善の利益を優先して考えること

「子どもの最善の利益」とは、「子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今もっとも良いことは何かを第一に考える」という子どもの権利条約の基本理念に基づいた考え方です。

子ども一人一人が権利の主体として尊重されること

子どもは、単に保護される対象ではなく、権利を行使する主体でもあるという考え方です。

子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること

子どもは、その年齢や成長、発達段階に応じて、それぞれ異なった対応が求められることから、子ども一人一人の成長や発達の進み合いに応じた適切な支援が行われるべきであるという考え方です。

3 大人の責務

この条例では、子どもの権利を尊重するために、大人が果たさなければならない責務を定めています。

子どもの権利を尊重することは、単に子どもの要求や意見をそのまま受け入れることではなく、子どもの最善の利益を考慮して行われなければならない。

保護者の責務

保護者は、子どもの第一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければなりません。

地域住民の責務

地域住民は、地域が子どもの成長と発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。

育ち学ぶ施設(※2)の関係者の責務

育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を担うことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。

(※2) 育ち学ぶ施設

保育園、学校、児童養護施設その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通園し、通学し、入所し、利用する施設のこと。

11月20日は「青森市子どもの権利の日」

4 子どもにとって大切な権利

この条例では、子どもには、健やかに成長し発達していくために、次のような権利が保障されなければならないことを定めています。

安心して生きる権利

- 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。
- 愛情をもって育まれること。
- 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。
- いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること。
- 性別、国籍、障がいなどを理由に、いかなる差別も受けないこと。
- 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること。

自分らしく生きる権利

- 自分の個性や他人との違いが認められ、一人の人間として尊重されること。
- 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
- プライバシーや自由の名前が守られること。
- 自分が思ったことや感じたことを表現すること。
- 自分にとって必要な情報や知識を得ること。
- 自分にとって大事なことを年齢や成長に結び、適切な助言や支援を受け、自分で決めること。
- 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。

子どもの権利は、何らかの義務を果たすことを条件に保障されるものではなく、生まれながらにして、すべての子どもに無条件に認められるべきものです。

豊かで健やかに育つ権利

- 遊ぶこと。
- 学ぶこと。
- 芸術やスポーツに触れ親しむこと。
- 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと。
- まちがよいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること。

意見を表明し参加する権利

- 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。
- 自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。
- 自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。
- 仲間をつくり、集まり、活動すること。

他人の権利を尊重することも大切です！！



この条例では、子どもが権利を行使する際には、社会のルールを守り、他人の迷惑にならないようにする必要があるので、「子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません」(第5条)と規定しています。

(2) 小・中学校における「青森市子どもの権利条例」の理解を深める活動の実施

子どもの権利相談センターでは、市教育委員会と連携し、11月20日の「青森市子どもの権利の日」に合わせて、子どもの権利に関する理解を深めるための活動を実施しています。市内各小・中学校では子どもの権利について学習する場を設け、子どもの権利相談センターが配付した「青森市子どもの権利条例」リーフレットを活用しながら「子どもにとって大切な権利」について理解を深めました。

☆「青森市子どもの権利条例」リーフレットはP28、P29参照

【子どもの権利の学習後に寄せられた感想です】

- 青森市の子どもたちは、こういう条例によって守られているんだと知って少しホッとしました。今後は自分の意見だけではなく、相手の意見もしっかりと尊重していきたいです。

(小学5年生)

- 私は、小学三年生からジャージを着ることが多くなりました。だけど、親にもっと可愛い服を着たほうがいいと言われて、嫌な気持ちになりました。もっと自分の好きな服を着たいと思ったからです。この勉強をして、自分らしく生きることに自信を持っていきたいと思いました。

(小学5年生)

- 自分らしく生きる権利があることを知って、その中でも「人と違うということは恥ずかしいことではない」という言葉に勇気づけられました。私は自分だけが違う意見だと恥ずかしくて顔が赤くなってしまいます。でも、それも一人の人間として尊重されることなんだと、改めて「自分は世界にたった一人の人間だ」ということを考えることができました。

(中学2年生)

- 私は、意見を言ったら「馬鹿にされるかも、いじめられるかも、反対されるかもしれない」と感じてしまって、発表できなかったり、行事ごとの大切な役割に立候補できなかったりして後悔した経験が今までたくさんありました。これからは、自分に自信を持って、発表・発言していきたいと思いました。

(中学2年生)



☆本文は原文のまま掲載しています。

3 大人への広報・啓発活動

(1) パネル展示による広報・啓発活動

子どもの権利相談センターでは、大人を対象に子どもの権利について周知するため、11月20日の「青森市子どもの権利の日」に合わせて、「子どもの権利の日パネル展」を開催しました。令和4年度は、昨年度に引き続き、青森市民図書館でもパネル展を開催し、子どもの権利の普及・啓発に努めました。

(F) 「子どもの権利の日」パネル展






市役所駅前庁舎駅前スクエア（11月2日～7日）



青森市民図書館（11月1日～30日）

(2) 青森市ホームページにスタッフコラムを掲載

子どもの権利相談センターでは、青森市ホームページに子どもの権利相談センターのページを開設し、子どもの権利擁護委員の子どもの権利に関する思いや感想などをコラムとして掲載しています。令和4年度に掲載したスタッフコラムは次のとおりです。

 <p>沼田 徹 委員</p>	<p>第1号 「いじめ」と法的責任について 第2号 「いじめ」と損害賠償責任について① 第3号 「いじめ」と損害賠償責任について②</p> <p>“「いじめ」があったとき、誰が、どのような法的責任を負うのでしょうか。” 法律的な観点から「いじめ」についてお話しています。</p>
 <p>小林央美委員</p>	<p>第4号～第6号 「思い」を話すことができる子ども①～③</p> <p>「意見表明権を行使できる子どもを育む」をテーマに、意見表明権（青森市子どもの権利条例「意見を表明し参加する権利」）の重要性についてお話しています。</p>
 <p>関谷道夫委員</p>	<p>第7号 ひとときの仮想劇場① さよならの夏～コクリコ坂から～ 第8号 ひとときの仮想劇場② つかまえなさいチャンス ～ミュージカル「ミス・サイゴン」～ 第9号 ひとときの仮想劇場③ パリは燃えているか～映像の世紀～ 第10号 ひとときの仮想劇場④ 「群青」から「群青」へ 第11号 ひとときの仮想劇場⑤ メモリー(Memory)～ミュージカル『キャッツ』～</p> <p>心に残っている作品や音楽と自身の体験についてお話しています。どんな場面や台詞があなたの心に残っていますか？</p>

☆詳細は青森市ホームページ「子どもの権利相談センター（スタッフコラム）」をご覧ください。

(3) 「広報あおもり」に子どもの権利相談センターへの相談方法等を掲載

子どもの権利相談センターでは、子どもの権利相談センターの周知を行うため、毎月1回、「広報あおもり」に子どもの権利相談センターへの相談方法を掲載しています。

また、6月15日号には、子どもの権利相談センターの1年間の活動を紹介するため、子どもの権利擁護委員が市長に令和3年度の活動報告をした際の記事を掲載しました。

(4) 市役所駅前庁舎・青森市ホームページに子どもの権利相談センターだよりを掲示

子どもの権利相談センターでは、4月と9月と1月の計3回、子どもの権利相談センターだよりを作成し、市内の全小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に配付しました。センターだよりは、青森市役所駅前庁舎2階に掲示しているほか、青森市ホームページの子どもの権利相談センターのページでご覧いただけます。

☆センターだよりはP26、P27 参照

4 出前講座

子どもの権利相談センターでは、子どもの権利の普及・啓発を図るため、子どもの権利擁護委員による出前講座を実施し、子どもの権利について学び、理解する機会を提供しています（表8）。

表8 出前講座の実施状況

実施時期	講演テーマ	参加者(団体)	参加者数
R4.4月	 子どもの権利に関する講義	市子ども会議委員	22人
R4.6月	 「校則」について	青森山田学園高等学校 教職員	70人
R4.7月	 児童虐待の現在 ～児童虐待の現状と学校における対応～	市養護教諭会高等部会	11人
	 「子どもの権利」について	市子ども会議委員	16人
	 学級経営・保健室経営の充実 ～子どもにとって居心地のいい学校 ほんの少し優しくなる～	沖館中・沖館小・篠田小 教職員	70人
R4.10月	 「子どもの権利」について	戸山西小学校 4・5・6年生及び教職員	120人
	 児童生徒とのコミュニケーションの在り方 ～少年指導委員のお立場から～	少年指導委員 教職員	33人
	 偏見、差別を乗り越えて、寛容な社会を育むために	一般市民	58人
R4.11月	 子どもの権利について考えよう ～自分自身を大事にして、自分が「自分の 人生の主人公」になるために～	筒井中学校 2年生	120人
R4.12月	 児童虐待の現状と学校における対応への 理解を深める	市養護教諭会高等部会	13人
	 生活の中での「子どもの権利」について考 えてみよう	筒井中学校 2年生	120人
R5.2月	 人権教室のあり方を考える ～筒井中学校の講座から～	青森県人権擁護委員連 合会	10人

～青森市立筒井中学校での出前講座の様子～

子どもの権利相談センターでは、青森市教育委員会にご協力いただき、「人権宣言」を行い、人権活動について積極的に取り組んでいる筒井中学校で、2年生を対象に出前講座を2回行いました。1回目は、子どもの権利についての基礎的な講義、2回目では、身近な事例を用いて「自分ならどうするか？」を考えるグループワークを実施し、子どもの権利のさらなる理解を深めました。



【講演後に寄せられた感想です】

- 僕は、この講話を聞いて、色々な人の立場になって考えなければいけなかったのが難しかったです。それでも、みんなの色々な考えを聞いたので良かったです。子どもが持っている権利について深く考えることができ、今回の活動を通して色々なことに気づくことができました。相手にもこの権利があることを常に意識して生活していきたいと思いました。
- 自分一人で考えるだけでなくグループになって自分の意見を発言したり、友達の意見を聞いたのでとても楽しかったです。自分の考えと違ったり、自分と同じ意見だったりたくさんの考え方があっておもしろかったです。この講話を通して普段気づけていなかった友達の良さをたくさん見つけることができ、とてもためになる学習でした。
- 自分の意見をしっかり持ち、みんなに伝えることが大切だと改めて感じました。他の人の意見を聞いて、新しい意見を取り入れることで、心や思考が成長できると思ったので、いろいろな人とコミュニケーションを大切にしていきたいです。また、一人ひとり意見が違うことがとてもおもしろいと感じられた良い機会でした。
- 子どもの権利といえば、いじめを受けない権利などが注目されるが、今回の講話を受けて、子どもの自分の意見を言う権利も大事だと感じた。「意見を言う」ということは簡単そうに見えて難しいことだと分かったので、物事に対して適当に行動せず、考えて行動するようにしたいと思った。

☆本文は原文のまま掲載しています。

5 制度・活動に関する調査相談専門員が受講した研修、出席した会議

(1) 令和4年度相談業務上級研修

主 催：内閣府

日 時：令和4年10月13日、14日、17日から19日までの計5日間

開催方法：オンライン研修、集合研修（国立オリンピック記念青少年総合センター(東京都)）

内 容：地域における支援機関等において相談業務の中心を担う職員を対象として、複合的な困難や課題を有する子ども・若者の支援に必要な分野横断的な知識・技能を習得させることにより、その資質の向上を図るとともに、支援に携わる関係機関との連携の強化を図る。

(2) みんなの居場所あれこれ講座「こどもの支援」

主 催：社会福祉法人青森県社会福祉協議会

日 時：令和4年11月29日

場 所：青森県観光物産館 アスパム6階「岩木」

内 容：子どもを支援する活動を実施している人を対象に、子どもや子育て家庭の課題の理解をすすめる、活用できる制度や仕組みを学ぶ。

(3) 孤独・孤立問題を考える勉強会

主 催：青森県

日 時：令和5年2月10日

場 所：アウガ5階 男女共同参画プラザ

内 容：対人援助にかかわる人を対象に高齢者支援、障がい者支援、子育て支援、生活困窮者支援といった枠組みにとどまらず、「孤独ってなに?」「孤立ってなに?」「なぜ問題なのか。なにが問題なのか。」を一緒に考える。

(4) 自治体におけるまちづくりと「こども基本法・こども家庭庁」

主 催：「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2022 明石実行委員会 明石市

日 時：令和5年2月11日、12日の計2日間

場 所：西日本こども研修センターあかし(兵庫県)

内 容：これまで積み重ねてきた、自治体における子どもの相談・救済機関の実践をもとに、その職責や役割、子どもオンブズワークの実際、活動から見えてきた成果・課題を解き明かす。



子どもの権利擁護委員からのメッセージ

「『子どもの貧困』『ヤングケアラー』に思う」

子どもの権利擁護委員 小林 央美

「多様化する子どもワールド」

子どもの権利擁護委員 関谷 道夫

IV 子どもの権利擁護委員からのメッセージ

「子どもの貧困」「ヤングケアラー」に思う



子どもの権利擁護委員 小林 央美

このところ、「子どもの貧困」や「ヤングケアラー」という言葉を耳にすることが多くなりました。最初の頃は、子どもたちの大変な状況に社会が向き合いよりよい方向へと向かうのではないかと、どちらかという肯定的な思いでおりました。しかし、ある学会での実践発表をお聞きしてハッとしました。そして、あらためて「子どもの権利」の視点でこのことについて、表現も含めて子どもへの支援の姿勢について考えてみたいと思いました。

僕は大丈夫だから

学会での実践発表は、ある高校の学級担任の先生のご発表でした。ご自身の学級にいわゆるヤングケアラーと思われる生徒がいたので、「大丈夫か？何か困っていることはないのか？」とお声がけをしたそうです。すると、その生徒から思いがけない言葉が返ってきたのです。「先生、学校にいるとき、友達といるときは、せっかく忘れられているのに。その時間があるから、頑張れるのに。変な同情で声をかけないでほしい。僕は大丈夫だから」と言い切ったそうです。その学級担任の先生は素敵で、その後、先生なりに「真に生徒のための教育的対応とは何か」について考えたことを発表してくださいました。



私は、子どもの権利擁護委員として子どもの権利にかかわる活動を通して学んだことも振り返りながら、述べさせていただきます。

「子どもの貧困」「ヤングケアラー」の表現の目線

まず一つに、「子どもの貧困」と「ヤングケアラー」という表現に対する疑問です。もし、私自身が貧困といわれるような経済的に厳しい状況にあったり、ヤングケアラーと言われるように、家族が長期のサポートや介護や見守りを必要とし、それを支える人手が十分でないため、子どもである私自身がその役割を引き受けていたとしたらどう思うだろうか。頑張っている自分に「子どもの貧困」や「ヤングケアラー」という言葉でレッテルを貼られるようで、切ない思いにはならないだろうか。

「私は貧困でヤングケアラーなのか」と、子ども目線で考えると気持ちの良い表現ではないように思うのです。

一人一人異なる困り感と成長過程

もちろん、置かれている状況により、学業に遅れが出たり、進学や就職を不本意にあきらめなければならない状況に対して、大人や社会が支援していかなければならないのですが、その方法と姿勢、子どもへのまなざしは慎重でなければならないと思うのです。

これまで、子どもの権利相談センターの活動として、不登校やいじめ、友人関係、家庭の状況など、子どもの困り感に向き合ってきました。そんな中で感じたのは、例えば、不登校状態という表出している現象は同じであっても、一人一人、その思いや困り感は異なり、課題解決のプロセスも異なるのです。また、「支援」というよりは、その子どもの課題解決という成長過程に「伴走する」というイメージでした。

対等な関係性の中で受け入れられる

支援ではない「伴走」とは、子どもと大人が対等な関係性の中で見出すことのできた解決策に伴走するということでした。解決に向けてその子どもの発達段階や、解決課題の特性に応じて、子ども自身の望みや感情も含めた思いを聴き、できるだけ子どもが自力で解決策を見出していけるように関わります。そうすることで子ども自身が納得できる解決の道筋を見つけることができます。これは、子どものエンパワーメントといってもいいでしょう。

このように子ども自身が解決の主体者になるためには、子どもと大人が「対等で水平な関係性である」ことは必須条件でした。大人が勝手に子どもの先回りをしてルールをひいていくような解決プロセスではありません。子ども自身がその発達段階に応じた自力解決をするからこそ、成功体験となり自己効力感が増し、同じような体験をしたときには自力解決ができるようになり、また、仲間の困り感にも寄り添っていける力がついていくと思いました。



支援ではなく子どもの力を信じた伴走者であること

貧困も、ヤングケアラーも同じで、助けてあげるという立ち位置ではなく、子ども自身の解決する力を引き出して伴走するという姿勢が大事だと思います。

課題発見の専門知識を持つ

しかし、貧困やヤングケアラーについては、子どもとかかわる教員などが、専門知識をもって見て取る力がなければ見落としてしまうことがあります。特別視するというのではなく、ちょっとした兆候に気づけるために、大人が学ぶことも必要と思います。また、社会的な養護も必要となるでしょうから、そのリソースの情報収集をしておくことも必要です。その上で、課題解決を通して、子どもが権利の行使者であることを体験して学ぶチャンスを創ってあげたいものです。

子どもの権利行使が解決のチャンス

貧困やヤングケアラーの状況にある子どもが、「子どもの権利を学び、自分自身の権利が守られていない状況にあることを自覚」することが自ら声を上げ、解決の第一歩を歩みだすことになると考えます。学会での実践発表の高校生も、今は「大丈夫だから」かも知れませんが、今後、さらに困った

ときには、「自らSOSを出すことは恥ずかしいことではなく、むしろ、重要な権利行使である」と認識できることが課題解決の道となります。

子どもの課題は多様であり、ヤングケアラーのように新しく取り上げられていく課題もあります。いかなる課題の解決にも、「子どもの権利の視点」は有効です。

「子どもの貧困」「ヤングケアラー」の表現ですが、支援者側の上から目線の表現ではない子どもの権利や子どもの立場に立った素敵な表現を考えてみたいと思います。



(こばやし ひろみ 大学院教授)

多様化する子どもワールド



子どもの権利擁護委員 関谷道夫

1 「子どもの声が騒がしい」と感じる世の中!?

長野市の一人の老人が、公園で遊ぶ子どもがうるさいと執拗に訴えて、その公園は閉鎖されることになったと聞きました。近隣の住民はそれ程に感じていなかったようです。どんな音であっても、それがストレス源になるか?心地よい音に聞こえるか?は、聴く側の受け止め方に大きく影響されます。

最近、自宅前の道路から聞こえていた、自転車通学する高校生の笑い声も、ジャージ姿の中学生の話し声もなくなりました。地域全体が寂しくなって、活力を失ってきた感じがします。

雪片付けをしていると、赤いランドセルを背負った低学年の小学生が、『こんにちは』と挨拶して通り過ぎていきました。なんでもないやり取りですが、心の中が、ほっこりとして嬉しくなりました。**生き生きとした子どもの姿は、大人も元気にさせます。**

蘇ってきたのは幼い頃の路地裏の風景! 追いかっこ、ビー玉・コマの取り合い、身体をぶつけあった馬乗り、何でもないことでの言い争い、小さな子や力のない子に配慮したローカルルール、場を仕切っていた年長児の声、「ご飯だよ」と呼ぶ母の声…

2 「子どもは未来」あるいは「子どもは未来予想図」

そのように表現したら、よっぽど楽天的で、心地よい言葉を並べるのが好きな人だと思われるかもしれません。しかし、「子どもは未来の象徴」「子どもの教育は未来への貯蓄」「今どきの子どもの姿が未来の日本を暗示している」と考えていることも事実です。量とクオリティ(?)の両面です。かつて**「資源の乏しい極東の小さな国で、人的資源こそが国を支える大きな財産」**と教えられた時代がありました。



私が生まれたのは、戦後の**ベビーブーム期**のすぐ後で、青森県では約4万5千人の子どもが生まれていました。合計特殊出生率も上位でした。新たな学校が創設され、1クラスは50人以上で、1学年は10クラスの時もありました。**団塊世代**ともいわれました。その時の学校の先生から「君たちは一生競争がつきまとう」「将来は職場のポストや病院のベッドを取り合う」と言われたのを鮮明に覚えています。確かに、**団塊世代は、埋没しないように、主張を声高に叫ぶ傾向**があった気がします。

その頃は、実際に、受験競争は当たり前のように激しく、テストの成績順位が廊下の壁に貼られる時代でした。「四当五落」と呼ばれ、1日の睡眠時間が4時間だったら合格するが5時間だったら落ちると言われていました。希望する大学に入学するために一浪二浪するのは珍しくもありませんでした。自分も例外ではありませんでした。就職試験も20倍だった気がします。激しい競争世代でした

が、高度成長期を迎えて、「今日よりも明日は豊かになる」「頑張れば報われる」というおおらかな気持ちを持ち、誰もが心の奥に抱いていたように思います。「夢の実現」「挫折と栄光」「至難を乗り越えろ」というNHKの「プロジェクトX～挑戦者たち～」の雰囲気そのままでした。この団塊世代も、2025年には後期高齢者になります。(同じ世代のことで、青森駅のホームで、涙ながらに中卒で集団就職する親しい友を見送ったことが、夜の情景として脳裏に残っています。)

時が流れて、今日の子どもの状況を見渡せばどうでしょう？まずは数値的なところですが、2021年の青森県の子どもの**出生数**は6,513人と減少を続け、2022年の速報値では**6,348**人とさらに下回り、団塊世代の15%以下の数となっています。**児童生徒減少率**は(2020年)は全国1位で、出生数は最下位レベルで全国45位でした。県全体の人口も120万を割り、秋田県に次ぎ**人口減少率**は全国2位で、将来推計では約70万になることが予想されています。これに拍車をかけているのが、次代を担う若者の「**県外流出**」と「**未婚化**」です。

高齢化率も、2022年では、青森県は全国6位に上昇し、2045年までには50%近くまで上昇し、**2人に1人は高齢者**になると見込まれています。平均寿命も男女ともに最も短い**短命県**となりました。**急激な少子高齢化の進行と歪な人口構成への対応は、青森県の喫緊の最重要課題**といえます。**少子化は、これまでの様々な要因の“結果”ですが、将来的には重大な影響を与える“原因”となります。**

世界的に、グローバリゼーション・市場原理・新自由主義が席卷し、富の集中、蓄積・寡占化、国際競争激化が進行し、かつてないほど経済格差は拡大しました。この流れの中で、結果的に、日本経済は**長期停滞**を続けています。「**ジャパン・アズ・ナンバーワン**」と言われた時代は遠くなり、経済大国と言われている日本の国内総生産(GDP)はようやく3位を維持しているものの、2021年の一人当たりの名目GDP(USドル)では、日本は27位まで落ちています。

その結果が、日本では、労働力となる人材の大都市への集中、社会資本投資の偏在、地方や田舎の切り捨てなどが構造的に進展しています。学校の統廃合、病院の統廃合、公共交通機関の廃止、地方経済の縮小等が着実に進んでいます。身近なところでは、昨日まであったショッピングセンターが消えて、シャッター通り・空き地が広がってしまいました。負が負を呼び込む「**負のスパイラル**」です。このままでは、「**限界集落**」ならぬ「**消滅可能性都市**」となって、地方は衰退していくと危惧しています。

では、将来の日本を背負う子どもの教育や子どもを取り巻く環境は、こうした厳しい国際競争、短期の成果主義、インターネットをはじめとしたIT技術・AIの進化、コミュニケーション形態の多様化などの**社会構造の大きな変化**に対応して**進歩してきたのでしょうか？**

重篤ないじめ・児童虐待などの重大な子どもの権利侵害に着目しなくても、もっと身近なところで、学校では、試験・宿題・クラブ活動、塾通い、地雷原のような対人関係に神経を尖らし、校則・きまり等で締め付けられ、がんじがらめになっています。髪型、下着・靴下・ズックの色まで決められ、他学級や他学年と交流してはいけないなど、不合理な決まりがまかり通っています。楽しいはずの仲間との付き合いで疲弊し、そのことでエネルギーを消耗し切っています。子どもの権利擁護の活動をしていると「何故ここまで束縛しなければならないのか」「一律でなければならないのか」「些細なことにこだわるのか」と不思議に思うことがあります。こうした**内向的な方向性**で、国際競争の激化、グローバル化・多極化、価値観の多様化の中で必要とされる**競争力・適応力・生存力**を担保できるか心配しています。



世界がどんどんグローバル・スタンダード（世界標準）で進んでいく時代に、日本の未来を担う子どもは、**孤立した環境**で育てられていると言われます。**150年続いた教育のガラパゴス化^{※1}、タコツボ化-サイロ化^{※2}**とも揶揄する人もいます。まず頭に浮かぶのは、受験のための知識偏重教育、「正解は一つ」「〇×式」という思考様式、会話の出来ない英語教育…です。原発事故、新型コロナの蔓延、他国への武力侵攻、限られた資源の奪い合いなど、先の見えない時代となって、これまでの教育システムのリスクとベネフィット（利益）を検証するには絶好のチャンスなのかもしれません。

ベネフィットとしては、アジアの小さな国が、津々浦々まで学校をつくり、黎明期^{※3}から欧米と渡り合い、さらに戦後復興と高度成長を成し遂げたことは、これまでの教育システムの功績だと思っています。

国際的な大規模学力調査（PISA）では、数学的&科学的リテラシー（識字率）は中国、シンガポールなどには差を開けられているものの、高い水準を維持しています。安全な護送船団のような教育システムは、良い高校・有名大学・大企業を目指した右肩上がりの成長時代には機能してきたことも事実です。農耕的な「ムラ社会」では、突出することなく、仲良くすることが重要だったと言えます。



しかし、この**成功体験**が、見通しのきかない難問に対して、新たな解決プログラムを生み出す能力が求められる時代に、**教育の大胆なイノベーション**を阻害し、「教師から生徒への一方的な知識注入型暗記教育」「無言の**パターンリズム^{※4}**」「保身のための管理＝管理のための管理」を温存してきたと考えています。現代の社会に求められているのは、知識の集積ではなく、得られた知識をこれまでの枠に囚われずに、いかに有効活用・発展させることができるかです。対話や議論の機会、自ら問題を解決しようとする主体的活動が圧倒的に不足しています。これからの子どもに何が必要なのか？と考えて頭に浮かぶのは、困難に立ち向かう**モチベーションとエンパワーメント（湧活）、**多様な人材と渡り合える**コミュニケーション能力、**利害の対立を超えた対話や議論による問題解決能力、不確実で曖昧な事態を生き延びる**ネガティブ・ケイパビリティ^{※5}、**それらを支える**柔軟な思考やセンス…**

ダイバーシティ&インクルージョン^{※6}も、道徳的・倫理的な観点で述べているものではありません。グローバルな時代、コミュニケーション&チーム・ビルディングの促進、有能な人材の発掘と活用、創造性・革新性の発揮などは、激しい国際競争に生き残るために必須だと思うからです。

※ 1 ガラパゴス化

市場が外界から隔絶された環境下で独自の発展を遂げ、その結果として世界水準の流れからかけ離れていく状態のこと。当然、メリットとデメリットがある。

※ 2 タコツボ化-サイロ化

“ある分野”が、他の分野と情報共有や連携等をせずに独自に業務を遂行し、孤立した状態。

※ 3 黎明期

夜明けにあたる時期。新しい時代などが始まろうとする時期。

※ 4 パターンリズム

強い立場にある者が弱い立場の者の意志に反して、弱い立場の者の利益になるという理由からその行動に介入したり、干渉したりすること。

※ 5 ネガティブ・ケイパビリティ

どうにも答えの出ない、どうにも対処のしようのない事態に耐える能力。

※ 6 ダイバーシティ&インクルージョン

直訳すると「多様性」と「包括・受容」。人材の多様性（＝ダイバーシティ）を認め、受け入れて活かすこと（＝インクルージョン）。つまり、人種、性別、年齢、信仰、価値観、ライフスタイル、障がい等にこだわらず多様な人材を生かし、最大限の能力を発揮させようという考え方。

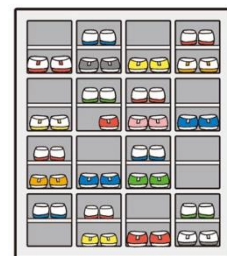
他国の例としては、躍進著しい**シンガポール**は、国際社会での生き残りをかけて教育方針を大転換し、点数評価や順位付けは勿論、将来的にはテストも廃止し、点数では測れない人間力のようなものに軸を転換していく方向を打ち出したと聞きます。アメリカでも、超難関の**ミネルヴァ大学**（全寮制の4年制総合大学だが、特定のキャンパスを保有していない。学生は4年間で世界7都市に移り住みながら、オンラインで授業を受ける。教員の講義ではなく、学生同士のディスカッションを中心に進められる。）を筆頭に、学びの場がますます多様化してきているといえます。各国でも模索が始まっています。

当センターには、これまで述べてきたことを源流として、様々な問題が持ち込まれています。いじめ、対人トラブル、不登校、教師への不満、発達障害、LGBT（性的マイノリティ）、自傷行為・うつ状態・適応障害・摂食障害などのメンタルヘルス、経済的貧困（日本の子どもの7人に1人は貧困家庭）など、**子どもの数は急減しているにもかかわらず、問題はむしろ複雑化・多様化**してきています。

多彩な生き方・コンテクスト（背景・状況）の子ども、周囲からの孤立・排斥・いじめ、不登校・防衛機制、教師の学級経営能力・対人トラブルにかかる指導力の不足、モンスター・クレーマーやタフ・ネゴシエーター（手ごわい交渉相手）に慣れていない学校、保護者のおさまらない怒り・不満・訴えという構図は、**典型的な相談ストーリー**です。

今こそ、「**心理的安全性**^{※7}」を意識し、異質なものを排除することなく、多様性や個性を認め合い意見を戦わせ、競い合い、利害を調整し、さらに高い次元のものを創造しようとする**ダイバーシティ&インクルージョン**の推進が不可欠です。対人トラブルを忌避し、「仲良し」を強要するのでは、不満が残るだけです。

粗削りでも、活力のある子ども！それらを包括し、活用できる柔軟な社会環境が期待されます。このままでは、質量とも、**未来予想図**は、少しずつ地盤沈下していくような気がしてなりません。



※ 7 心理的安全性

対人関係にリスクのある行動をとったとしても、メンバーが互いに安心感を共有できている状態。メンバー同士がどのような発言をしたとしても、メンバーから嫌われたり、関係性が壊れたりすることがなく、安心して自分の意見や考えを言える状態のこと（米 Google 社）。

3 子どものリアル（自殺は子どもからの警鐘、そして支援体制の試金石）

令和4年度の子どもの権利擁護の相談で、特に印象に残っているのは「自殺念慮・自殺企図」に関する相談です。子どもが自殺を考えること自体が極めて不幸なことで、しかも実行されればゲームのように簡単にリセットすることができません。高い感度をもって、適切かつ迅速な対応を心掛けています。子どもの自殺予防は、最優先課題と認識しています。



2022年に自殺した小中高校生は全国で**514人**となり、統計のある1980年以來、過去最多となりました。近年、子どもの自殺は増加傾向にあり、問題が深刻化しています。青森県でも、十代の年齢で、毎年数名が自殺で亡くなっており、2022年は**9人**でした。一般に、実際の自殺者数は公表よりも多いとされていますし、自殺未遂は既遂の10~20倍はあると推測されています。まわりの家族など5人以上の人が重大な影響を受けると言われています。人口動態統計の年齢階級別死因では、15歳から39歳までは、**自殺が死因第1位**です。WHO（世界保健機関）もこうした若年世代の自殺は世界的に稀だと見えています。最近では、**いじめ自殺**や**ハラスメント自殺**などが大きく報道されていますが、連鎖自殺や他害も含む拡大自殺なども考えれば過小評価してはいけないテーマです。

2021年の人口動態統計で、青森県の**自殺率**が、**ワースト1位**になったことが報道されました。自殺率が上位なのは分かっていたのですが、ワースト1位になったのは驚きでした。青森県も直ちに自殺の危険性が高い人に対する早期発見・早期対応を担う「**ゲートキーパー**」の養成研修を始めました。

日本財団が、2021年に、子どもや若者の実態に迫る「第4回自殺意識全国調査」を実施しましたが、4人に1人が本気で自殺を考えたことがある、自殺念慮・自殺未遂ともに15~20代のリスクが高い、7割以上が自殺を考えた時に誰にも相談していない、自殺を思いとどまる理由は「家族や恋人が悲しむことを考えて」「我慢して」…などの頷ける結果が出ています。

当センターにも、子どもから**自殺念慮、自殺企図、自殺未遂**の相談があります。頻繁な自傷行為、自殺手段の確保、身辺の整理、自殺の試みなどのハイリスクの場合もあります。遺書が送られてきたこともありました。こうした行動には、言外に、**援助希求メッセージ・SOS信号・救いを求める叫び**が含まれていると考えています。自殺を考えている人は、「死にたい」と「生きたい」の気持ちが振り子のように揺れ動いていると言われます（**両価性**）。苦しんでいる時、人は信頼できる人に相談するものです。当センターに訴えてきたということに、深い意味を感じなくてはいけません。子どもの揺れ動く気持ちを理解し、危険性を適切にアセスメントし、具体的な対応をプランニングする必要があります。

子どもは「死ぬ」意思をストレートに表出する訳ではありません。自傷行為・自損行為・自殺企図、精神疾患、薬物乱用、喪失体験、苛酷な体験、事故傾性（事故を防ぐのに必要な措置をとらない）などの**危険因子**を認識し、そして「**いつもと違う**」「**ちょっと変**」という異変に気づき、声かけから始まる具体的な予防措置をとる必要があります。危険度が高い場合は、とまかく全員で安全を確保する、自殺手段を除去する、医療機関に受診・入院をさせる等も必要となります。**心理的視野狭窄**^{※8}に陥っている子どもの自殺を防ぐのは、周りの大人の役目です。

※8 心理的視野狭窄

ストレスが原因で心も体も視野が狭くなること。他の選択肢があるのにその選択肢（自殺）しか見えない現象。

しかし、自殺の**緊急度・切迫度**を判断するのは、学問的にも、現場感覚でも、簡単なものではありません。親密に相談を受けている側は、相談を継続していくか？専門機関にリファーするか？で迷います。特に、相談が対面ではなく、電話やメールなどの間接的なものが増えて、ますます判断が難しくなっています。自殺関連行為の意味を理解し、自殺の危険度・切迫度を予測し、必要な予防措置をとるためには、十分な知識と経験が要求されます。

相談機関においては、自殺企図を打ち明けられた時の担当者の「**心理的負荷**」が並大抵ではありません。告白された側が、眠れない、頭から離れない等の不穏状態になることが少なくありません。**セルフケア・組織対応・他機関連携**が要求されます。

当センターは、**秘密保持義務**を厳密に守って、相談者との信頼関係を築いてきました。守秘義務の履行は相談事業の根幹だと思っています。しかし、高い確率で予測される「**自傷他害**」については、これも解除されると理解しています。緊急だと判断して、警察に身柄の確保をお願いしたこともあります。日頃から、助けを求める**援助希求行為**の促進などの**自殺予防教育**、必要な**ソーシャルサポート**の確保、専門機関との**顔の見える連携協力**が必要です。

4 未来を担う子どもの笑顔

多くの子どもの楽しそうな笑顔が浮かんできます。

青森市子どもの権利条例で設置された「**子ども会議**」に参加すると、予想以上に、子どもたちが元気に伸び伸びと活動しています。いわゆる優秀な子だけで構成されている訳ではありません。各自、いろいろなテーマを抱いて参加しています。多くの先輩メンバーもそうでした。

先般も、アウガの1階で「**子どもの権利トークイベント**」が開催されました。一般募集の子どもも参加して、**討論ゲーム（ディベート^{※9}）**が行われました。小グループになって、各自で選んだテーマに沿って、肯定側・否定側に分かれ、①立論、②反対尋問、③反駁、④最終弁論の手順に従って実施していました。対話の基本的なルールを身に付けることは大事なことです。講評・ジャッジの立場を仰せつかっていましたが、どちらのグループの主張も、根拠をしっかりと呈示し、しかも聴く人の感情にもきちんと訴えるなど、「質」が極めて高く、軍配をあげるのに苦労しました。ディスカッションやディベートなどのコミュニケーション能力、創造的な発想力、瞬時に考え判断する能力、情報収集などの協調性、短時間に的確に主張を行うため「**プレゼンテーション能力**」は着実に身に付いてきたと思います。



※9 ディベート

ある特定のテーマの是非について、2グループの話し手が、賛成・反対の立場に分かれて、第三者を説得する形で議論を行うこと。

今年度は、筒井中学校で2年生120人を対象とした「**出前講座**」を開催したのも特筆すべきことです。

筒井中学校は地域全体で「**人権宣言**」を掲げ、積極的に活動しています。今回は、市教育委員会と学校の全面的な協力を得て、行事が立て込んでいる中で、2回にわたって開催することができました。



参加した生徒の感想文が圧巻でした。第1回目は**子どもの人権と権利**^{※10}の基礎的な講義で、**沼田委員（弁護士）**が説明した要旨は「**人権は人間の過去の失敗のリストである**」ということでした。『**人権の背後には、多くの失われた命**があります。**嘆きや苦しみの涙**があります。**血が流れています**。つ

まり、人権の裏側には、人間の苦しみや不幸な出来事が横たわっています。このような苦しみや不幸な出来事を繰り返さないために、また、間違いが起きたときにきちんと間違いを正すために人権が定められたのです。すなわち、人権は、あなたが人間らしく大切にされて、より良い自分を形作っていくため、あなたがしあわせを追求するために是非とも必要なものなのです。』というものでした。子どもの人権は、いたずらに抽象的な「理想」を掲げているのではなく、「**負の遺産**」を心に刻んで作り上げようとしているのだというメッセージは説得力があったようです。また「**正解は一つではない**」「**自分の考えを表現することが大事（意見表明権）**」などの言葉が印象に残ったらしく、感想文の中で何人も触れていました。

第2回目は、学校内での具体的な事例について、**小グループでの討論**や**権利擁護委員との話し合い**を行いました。ロールプレイのようなものでしたが、生徒も、沼田弁護士が扮した校長の横暴な主張に、大人しく追従するのではなく、負けずに反論していたのが印象的でした。生徒の感想文の「自分で考えて、自分の意見を自由に言っているんだ！」という感想が印象に残りました。課題の解決に向けて、試験問題のような正解を探し出すのではなく、自分なりに考えて、整理し、どのように伝えるか？それがみんなにどう伝わるか？納得してもらえるか？…という基本的なプロセスを学びました。総じて、子ども達の**元気で快活な姿**が印象に残りました。事前のイメージでは、言いたいことも言わず、大人しくしているのではないかと想像していましたが、予想とまったく違いました。子どもの消極性や同調性が言われていますが、環境を整えば、子どもの潜在的なポテンシャルは無敵だと感じました。

ともかく、筒井中学校の校長・教頭先生はじめ先生方が全面的に協力して取り組んでくれたことが大きいと感じます。日頃から、子どもをきちんと掌握するとともに、柔軟で包容力のある学校環境を目指しているのが分かります。先生方の姿、語り方、物腰や仕草が何かを伝えていきます。学校は「**教える場**」「**教えられる場**」ではなく、「**学ぶ場**」だと言われます。筒井中学校では、**広く人権を学ぶこと**によって、**すべてのことに積極的にチャレンジしていくだろう**と感じました。

※10 人権と権利の違い

権利とは「社会全体が護るべき基準（ルール）にのっとり、求めることができるもの」で、人権は権利の一種で、「人間そのものに生まれながらに与えられている権利」。

会場になった体育館の壁には、校訓の「**誠実**」、「**眉根ひきしめ、友よ、いざ 高き理想に駆けゆか**
ん」で結ぶ小野正文作詞の校歌が掲げられていました。

青森市の子どもの未来予想図は棄てたものではありません。

♪ ずっと心に描く未来予想図は、ほら、思ったように、かなえられてく…♪

昨今の出生数の大幅な減少は、半世紀以上に渡って、青森県の**大きなリスク**になることが予想されます。急激な少子高齢化・歪な人口構成への対応は、地域の最重要課題です。しかも、**多くの要因が複合し、連鎖的し、絡み合っている超難問**です。今こそ、多様な人材の叡智を結集して、先の見えな
い、不確実な、混沌とした課題に取り組む時だと考えています。

これからも、子どもの笑い声が響きわたり、一人ひとりが幸せを感じる街であることを願っています。

おわりに、この3月で、2人の調査相談専門員が新天地に飛び立ちました。在職期間の長短はあったものの、寄せられる複雑多岐な相談に迅速かつ適切に対応していました。自分の個性や資質を十分に発揮し、温もりのある眼差しや誠実な対応は、子ども・保護者から高く評価されていました。困難な問題と格闘する中で、子どもも調査相談専門員も、双方向的に成長していた感じがします。こうした調査相談専門員の地道な活動が、青森市の子どもの権利擁護を支えているのだと認識しています。これからも、培ってきた専門的知識・能力を存分に発揮して、新たな対人援助の場で活躍してほしいと願っています。



(せきやみちお 臨床心理士・公認心理師)



青森市子どもの権利相談センターの概要

- 1 設置目的と性格
- 2 運営体制
- 3 相談・救済の流れ

V 青森市子どもの権利相談センターの概要

1 設置目的と性格

子どもの権利侵害は、子どもが被害を認識しにくいことから心に大きな傷を受けたり、その後の成長に取り返しのつかない影響が生じたりするという特性があります。そのため、子どもの気持ちを早期に受け止め、できるだけ子どもに寄り添う専門の救済機関が必要になります。

このことから、青森市では相談に応じるだけでなく、救済の申立てに基づき独自に調査や関係者間の調整を行うなど、権利を侵害しているものに対して、是正措置や制度改善を求める権限を有する、行政からの独立性が確保された新たな機関として、青森市子どもの権利条例の規定に基づき「青森市子どもの権利擁護委員」を設置し、青森市子どもの権利相談センターを開設しました。擁護委員の法的性格は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく、市長の附属機関です。

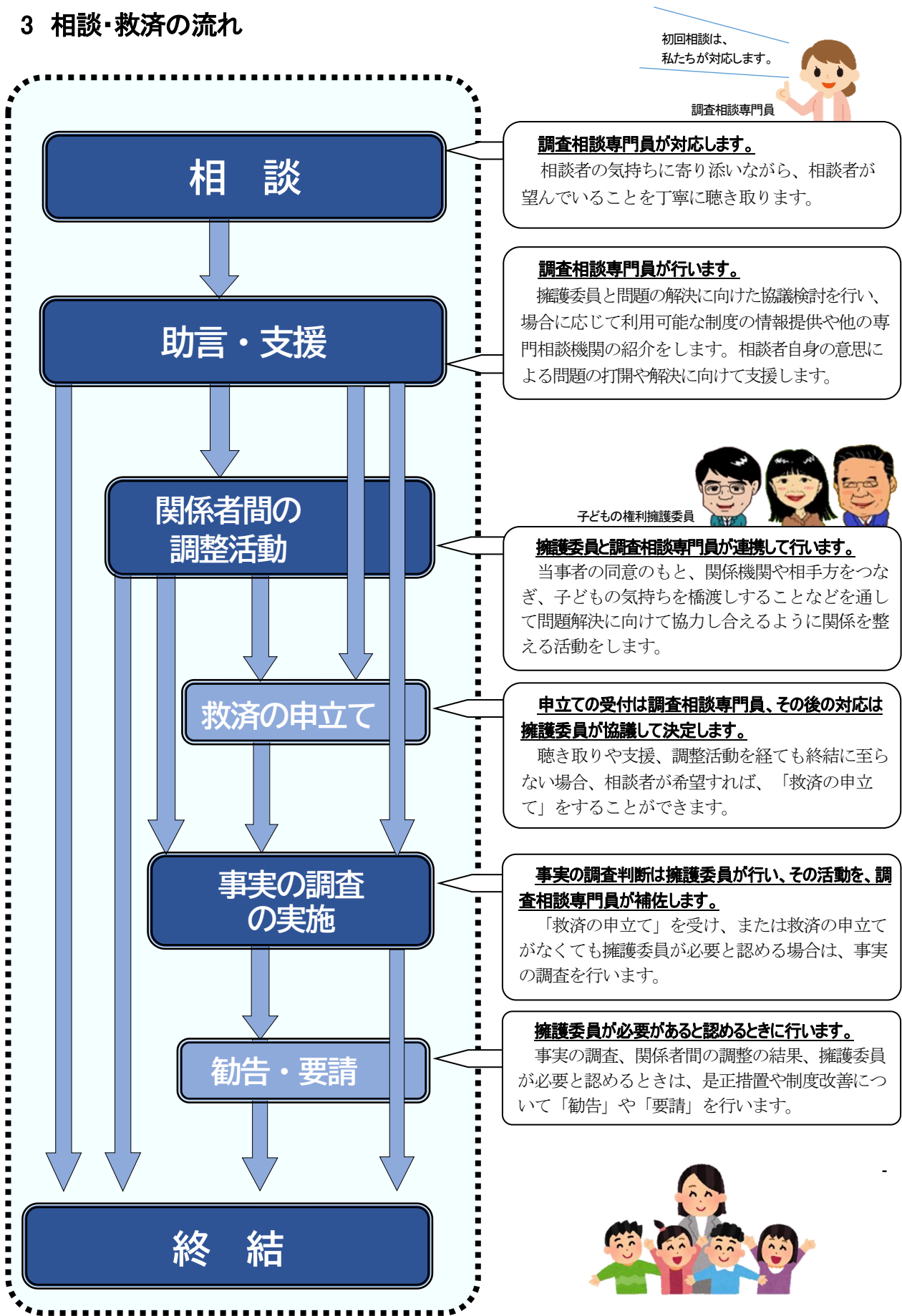
附属機関には、行政執行における意思決定権はありませんが、その専門性から、擁護委員は条例の規程に基づき、子どもの権利を侵害したものに対して是正措置や制度改善の勧告や要請を行うことができます。



2 運営体制

区 分	摘 要
開 設 日	平成 25 年 5 月 1 日
場 所	〒030-0801 青森市新町 1 丁目 3-7 青森市役所駅前庁舎 3 階
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの権利擁護委員 3 名（弁護士、大学院教授、臨床心理士） ・ 調査相談専門員 3 名 ・ 事務局（子育て支援課職員）
基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「子どもの最善の利益」を優先して考えます。 ・ 子ども一人ひとりが権利の主体として尊重されます。 ・ 子どもの成長と発達に配慮した支援を行います。
相談・救済の基本対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども又はその関係者から相談を受け、助言（情報提供、他機関紹介等）、支援（相談継続、当事者自身による問題解決への支援）及び関係者間の調整（当事者間の調整支援）を行います。 ・ いじめや虐待等の深刻な権利侵害だけではなく、子どもが抱えるさまざまな悩みを広く受け付けます。 ・ 当事者自身による解決への支援や関わりのある第三者との調整など、できるだけ子どもが望むような支援を行います。 ・ 関係者間の調整は、子どもの気持ちを橋渡しし、当事者に対し助言を行ったり、関係者に対する働きかけを行ったりするなど、当事者らの間に入って相互理解を深め、子どもにとって最善の解決を目指します。 ・ 子ども又はその関係者から救済の申立てがない場合であっても、子どもの権利擁護委員の判断で、救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査、関係者間の調整を行います。
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青森市内に在住、在学、在勤する 18 歳未満の子どものことであれば、誰でも相談できます（18 歳や 19 歳でも、高等学校に在学中の生徒などは対象に加えることとしています。）。
受付時間	原則 月曜日～金曜日の午前 10 時～午後 6 時 (祝日、年末年始を除きます。)
相談方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓 口 相 談 青森市子どもの権利相談センターで相談 ・ 電 話 0120-370-642（フリーダイヤル） <small>みんなをむすぶ</small> ・ ファックス 017-763-5678 ・ メ ー ル ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp ・ 手 紙 〒030-0801 青森市新町 1 丁目 3-7 青森市役所駅前庁舎 3 階 青森市子どもの権利相談センター ・ 訪 問 相談場所、時間については要相談

3 相談・救済の流れ



☆ 子どもの権利擁護委員が必要と認めるときは、関係者の見守りを継続的に行うことがあります。

☆ このフロー図は、ケース対応の一例です。



相談件数等の年度比較

- 1 相談の状況
- 2 調整活動の状況
- 3 調査活動の状況

VI 相談件数等の年度比較

1 相談の状況

(1) 相談受付件数

区分	実件数	延べ件数
平成30年度	90	339
令和元年度	74	473
令和2年度	41	306
令和3年度	70	317
令和4年度	71	248

(2) 相談者の内訳(延べ人数)

① 子ども

区分	未就学児	小学生	中学生	高校生	不明	その他	計(人)
平成30年度	0	4	17	101	4	2	128
令和元年度	0	12	142	117	5	0	276
令和2年度	0	8	39	176	2	0	225
令和3年度	0	10	37	69	8	0	124
令和4年度	0	33	11	3	5	5	57

② 大人

区分	父又は母	親族 (祖父母等)	教職員等	教職員等以外 の指導者	不明	その他	計(人)
平成30年度	105	24	64	0	0	18	211
令和元年度	173	7	11	0	0	6	197
令和2年度	75	3	1	0	0	2	81
令和3年度	173	4	11	0	0	5	193
令和4年度	179	4	5	0	1	2	191

(3) 相談対象者の内訳(延べ人数)

① 子ども

区分	未就学児	小学生	中学生	高校生	不明	その他	計(人)
平成30年度	7	77	62	113	4	6	269
令和元年度	4	24	105	87	8	3	231
令和2年度	1	15	17	141	2	3	179
令和3年度	2	54	40	99	4	0	199
令和4年度	0	78	48	58	8	3	195

② 大人

区分	父又は母	親族 (祖父母等)	教職員等	教職員等以外 の指導者	不明	その他	計(人)
平成30年度	6	0	39	0	0	25	70
令和元年度	136	0	74	0	0	32	242
令和2年度	70	0	50	5	0	2	127
令和3年度	37	0	62	7	0	12	118
令和4年度	4	0	30	14	1	4	53

(4) 相談方法別件数(延べ件数)

区分		窓口	電話	FAX	メール	手紙	訪問	合計(件)
平成30年度	初回相談の件数	17	57	0	13	3	0	90
	延べ件数	47	177	0	106	4	5	339
令和元年度	初回相談の件数	15	46	0	12	1	0	74
	延べ件数	54	157	0	259	2	1	473
令和2年度	初回相談の件数	6	25	0	8	2	0	41
	延べ件数	45	76	0	175	5	5	306
令和3年度	初回相談の件数	18	38	1	12	1	0	70
	延べ件数	40	162	5	91	7	12	317
令和4年度	初回相談の件数	15	45	1	8	1	1	71
	延べ件数	44	150	3	48	1	2	248

(5) 相談受付の時間帯(延べ件数) (手紙相談を除く)

区分		10時～12時	12時～14時	14時～16時	16時～18時	開設時間外	合計(件)
平成30年度 (延べ335件)	子ども	19	20	24	48	14	125
	大人	67	41	52	45	5	210
令和元年度 (延べ471件)	子ども	30	12	17	46	169	274
	大人	63	26	46	53	9	197
令和2年度 (延べ301件)	子ども	32	35	39	66	48	220
	大人	15	19	19	25	3	81
令和3年度 (延べ310件)	子ども	18	17	18	44	20	117
	大人	51	31	55	49	7	193
令和4年度 (延べ247件)	子ども	7	5	3	22	19	56
	大人	41	31	64	46	9	191

(6) 相談受付の所要時間(延べ件数) (電話相談、窓口相談、訪問相談についてのみ)

区分		30分未満	30分～ 1時間未満	1時間～ 2時間未満	2時間～ 3時間未満	3時間以上	合計(件)
平成30年度 (延べ229件)	電話相談	子ども	15	5	0	0	20
		大人	141	14	2	0	157
	訪問相談	子ども	6	7	7	4	24
		大人	3	4	13	8	28
令和元年度 (延べ212件)	電話相談	子ども	10	8	2	0	20
		大人	94	31	12	0	137
	訪問相談	子ども	2	11	9	0	22
		大人	4	10	18	1	33
令和2年度 (延べ126件)	電話相談	子ども	17	5	2	0	24
		大人	34	11	7	0	52
	訪問相談	子ども	3	12	21	4	40
		大人	1	0	5	4	10
令和3年度 (延べ214件)	電話相談	子ども	15	3	0	0	18
		大人	93	33	15	2	144
	訪問相談	子ども	0	2	18	2	24
		大人	3	8	11	4	28
令和4年度 (延べ196件)	電話相談	子ども	10	3	3	0	16
		大人	69	33	30	2	134
	訪問相談	子ども	3	6	5	1	15
		大人	8	5	14	4	31

(7) 相談内容の内訳

区分			いじめ	不登校	進路問題	交友関係	心身の悩み	子育ての悩み	学校等の対応	指導上の問題 (教職員等)	指導上の問題 (教職員以外)	行政機関の対応	家族の問題	児童虐待	不明	その他
平成 30 年度	実件数 29 件 (延べ 128 件)	子ども	3 (11)	1 (10)	0 (0)	5 (34)	9 (51)	0 (0)	0 (0)	3 (6)	1 (1)	1 (4)	3 (5)	1 (1)	1 (4)	1 (1)
	実件数 61 件 (延べ 211 件)	大人	1 (1)	5 (23)	2 (5)	3 (4)	0 (0)	17 (36)	7 (71)	6 (32)	3 (10)	0 (0)	6 (12)	0 (0)	0 (0)	11 (17)
令和 元 年度	実件数 24 件 (延べ 276 件)	子ども	1 (1)	0 (0)	1 (1)	4 (14)	8 (79)	0 (0)	1 (5)	5 (13)	0 (0)	0 (0)	3 (156)	1 (7)	0 (0)	0 (0)
	実件数 50 件 (延べ 197 件)	大人	7 (15)	4 (5)	0 (0)	5 (7)	0 (0)	14 (76)	3 (17)	11 (54)	0 (0)	1 (3)	5 (20)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
令和 2 年度	実件数 20 件 (延べ 225 件)	子ども	0 (0)	0 (0)	1 (6)	3 (5)	6 (135)	0 (0)	2 (3)	3 (6)	0 (0)	0 (0)	5 (70)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	実件数 21 件 (延べ 81 件)	大人	1 (1)	2 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (22)	3 (5)	5 (37)	1 (5)	1 (2)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	1 (2)
令和 3 年度	実件数 20 件 (延べ 124 件)	子ども	2 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (68)	0 (0)	1 (3)	2 (5)	1 (1)	0 (0)	3 (36)	0 (0)	2 (3)	1 (5)
	実件数 50 件 (延べ 193 件)	大人	4 (19)	3 (12)	0 (0)	3 (5)	0 (0)	12 (69)	7 (31)	4 (20)	5 (6)	1 (3)	4 (7)	1 (9)	0 (0)	6 (12)
令和 4 年度	実件数 29 件 (延べ 57 件)	子ども	3 (5)	1 (1)	0 (0)	3 (5)	9 (27)	0 (0)	0 (0)	4 (5)	2 (4)	0 (0)	4 (6)	0 (0)	2 (2)	1 (2)
	実件数 42 件 (延べ 191 件)	大人	2 (5)	8 (39)	1 (1)	2 (10)	0 (0)	14 (84)	1 (3)	7 (26)	1 (10)	1 (4)	0 (0)	2 (6)	1 (1)	2 (2)

2 調整活動の状況

年 度	調整先 小学校	中学校	高等学校	市教育 委員会	その他 行政機関	子ども 保護者等	合計(回)	
平成 30 年度	0	2	0	6	0	0	8	(5 件、8 回)
令和元年度	8	2	0	0	1	6	17	(7 件、17 回)
令和2年度	9	4	0	0	4	27	44	(5 件、44 回)
令和3年度	13	0	0	0	0	17	30	(2 件、30 回)
令和4年度	9	0	0	0	0	19	28	(1 件、28 回)

3 調査活動の状況

(1) 申立てによる調査活動の状況

区 分	申立て件数	調査回数
平成 30 年度	0	0
令和元年度	0	0
令和2年度	0	0
令和3年度	0	0
令和4年度	0	0

(2) 自己発意による調査活動の状況

年 度	調整先 小学校	中学校	高等学校	市教育 委員会	その他	子ども 保護者等	合計(回)	
平成 30 年度	3	4	0	0	21	0	28	(6 件、28 回)
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0	(0 件、0 回)
令和2年度	0	0	0	0	0	0	0	(0 件、0 回)
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	(0 件、0 回)
令和4年度	3	2	0	7	0	19	31	(3 件、31 回)



参考資料

- 1 青森市子どもの権利条例
- 2 青森市子どもの権利相談センター運営体制

Ⅶ 参考資料

1 青森市子どもの権利条例

平成二十四年十二月二十五日
条例第七十三号

目次

前文

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 子どもにとって大切な権利(第五条―第九条)

第三章 子どもにとって大切な権利の保障に関する市の責務と取組(第十条―第十五条)

第四章 子どもにとって大切な権利の侵害からの救済と回復(第十六条―第二十一条)

第五章 雑則(第二十二条)

附則

(前文 表紙裏 参照)

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的とします。

(定義)

第二条 この条例で、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるとおりとします。

- 一 子ども 十八歳未満の人その他これと等しく権利を認めることが適当であると規則に定める人をいいます。
- 二 大人 過去に子どもであった全ての人をいいます。
- 三 保護者 親や親に代わり子どもを養育する人をいいます。
- 四 育ち学ぶ施設 保育所、学校、児童養護施設その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通園し、通学し、入所し、利用する施設をいいます。

(基本的な考え方)

第三条 子どもの権利の保障は、次の基本的な考え方に従って進められなければなりません。

- 一 子どもの最善の利益を優先して考えること。
- 二 子ども一人一人が権利の主体として尊重されること。
- 三 子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること。

(大人の責務)

第四条 保護者は、子育ての第一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければなりません。

- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 3 地域住民は、地域が子どもの成長と発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 4 第一項の保護者、第二項の育ち学ぶ施設の関係者、第三項の地域住民のほか、大人は子どもの権利を尊重しなければなりません。

第二章 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重)

第五条 子どもには、成長し、発達していくために、この章に定める大切な権利が保障されなければなりません。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

(安心して生きる権利)

第六条 子どもには、安心して生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。
- 二 愛情をもって育まれること。
- 三 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。
- 四 いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること。
- 五 性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと。
- 六 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること。

(自分らしく生きる権利)

第七条 子どもには、自分らしく生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- 二 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
- 三 プライバシーや自らの名誉が守られること。
- 四 自分が思ったことや感じたことを表現すること。
- 五 自分にとって必要な情報や知識を得ること。
- 六 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること。
- 七 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。

(豊かで健やかに育つ権利)

第八条 子どもには、豊かで健やかに育つために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 遊ぶこと。
- 二 学ぶこと。
- 三 芸術やスポーツに触れ親しむこと。
- 四 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと。
- 五 まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること。

(意見を表明し参加する権利)

第九条 子どもには、他人の意見を尊重しつつ、自分の意見を表明し、社会に参加するために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。
- 二 自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。
- 三 自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。
- 四 仲間をつくり、集まり、活動すること。

第三章 子どもにとって大切な権利の保障に関する市の責務と取組

(子どもの権利の普及啓発と学習支援)

第十条 市は、子どもの権利の普及を図るため、子どもと大人が共にこの条例と子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供するものとします。

2 市は、毎年十一月二十日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うものとします。

(子どもの育ちへの支援)

第十一条 市は、子どもの豊かな育ちを支援するため、次のことに取り組むよう努めなければなりません。

- 一 子どもに健全で多様な生活体験や交流の場と機会を提供すること。
- 二 子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、子どもが相談できる場と意見表明し社会に参加する機会を提供すること。

(保護者への支援)

第十二条 市は、保護者が安心して子育てができるよう支援に努めなければなりません。

- 2 市は、特別に支援が必要な保護者に対しては、それに応じた支援に努めなければなりません。

(子どもの命と安全を守る取組)

第十三条 市は、いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力の防止と早期発見に努めるとともに、それら子どもの権利の侵害からの救済に必要な取組を実施するものとします。

- 2 市は、子どもが薬物、犯罪などの被害を受けないように、必要な取組を実施するものとします。

(子ども会議)

第十四条 市は、市政などについて、子どもが意見を表明し参加する場として、青森市子ども会議（以下「子ども会議」といいます。）を置きます。

- 2 市は、子どもに関わることを検討するときは、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

(子どもの権利の保障の行動計画と検証)

第十五条 市は、この条例の目的を達成するため、子どもの権利の保障に関する行動計画（以下「行動計画」といいます。）を定めるものとします。

- 2 行動計画の検証は、青森市健康福祉審議会条例（平成十八年青森市条例第四十三号）に定める児童福祉専門分科会で行うものとします。
- 3 行動計画の検証を実施するに当たっては、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

第四章 子どもにとって大切な権利の侵害からの救済と回復

(相談と救済)

第十六条 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関などと相互に協力と連携を図るとともに、子どもの権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

(子どもの権利擁護委員)

第十七条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談や救済の申立てを受け、その救済と権利の回復のために必要な調査、助言、支援などを行い、これらの調査などの結果を踏まえた是正措置や制度改善の勧告や要請を行うなどのため、青森市子どもの権利擁護委員（以下「委員」といいます。）を置きます。

(委員の職務)

第十八条 委員の職務は、次に掲げるとおりとします。

- 一 子どもやその関係者から相談を受け、助言、支援、関係者間の調整を行うこと。
- 二 子どもやその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- 三 子どもやその関係者から救済の申立てがなくても、その救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- 四 第二号、第三号の規定による調査などの結果、必要があると認めるときは、是正措置や制度改善について、関係する市の機関に対する勧告や市の機関以外のものに対する要請を行うこと。

五 第四号の規定により勧告や要請を行った後に、必要があると認めるときは、その是正措置などの状況に関しこれらの勧告などを受けたものに報告を求め、その内容を救済の申立てを行った人などに伝えること。

2 委員は、第一項第二号、第三号の事実の調査を次の方法により行うことができます。

一 関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録の閲覧や提出を要求し、実地に調査すること。

二 必要な限度において市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めること。

(委員の人数、任期など)

第十九条 委員は、三人以内とします。

2 委員は、人格が優れ、子どもの権利に関し専門的知識と経験を持つ人のうちから、市長が委嘱します。

3 委員の任期は三年とし、再任を妨げません。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはなりません。委員の職を離れた後も同様とします。

5 委員は、第四項に定めるもののほか、その職務を遂行するに当たって、次のことを守らなければなりません。

一 子どもやその関係者の人権について、十分に配慮すること。

二 相談や救済の申立てなどの内容に応じ、関係機関などと協力して、その職務を行うこと。

6 市長は、委員が第四項前段の規定に違反したことが判明したときやその職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱するものとします。

(勧告の尊重と委員への協力)

第二十条 第十八条第一項第四号の規定により勧告を受けた市の機関は、その勧告の内容を十分に尊重しなければなりません。

2 第一項に定めるもののほか、市の機関は、委員の職務に積極的に支援や協力をしなければなりません。

3 市の機関以外のものは、委員の職務に協力をするよう努めなければなりません。

(調査相談専門員)

第二十一条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談を受け、委員と連携し、必要な調査、助言、支援を行うため、調査相談専門員を置きます。

第五章 雑則

(委任)

第二十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第四章の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

2 青森市子どもの権利相談センター運営体制

◆ 子どもの権利擁護委員 3名

氏名	期間	職業等
沼田 徹	平成25年5月1日～	弁護士
小林 央美	平成25年5月1日～	大学院教授
関谷 道夫	平成25年5月1日～	臨床心理士 公認心理師

◆ 調査相談専門員 3名

子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談を受け、子どもの権利擁護委員と連携し、必要な調査、助言、支援を行います。

◆ 事務局

青森市福祉部子育て支援課 子ども未来チーム

〒030-0801 青森市新町1丁目3-7 青森市役所駅前庁舎3階

電話番号：017-734-5320